

2025/10/07

紀の川市人権施策基本方針

第三次改定版

(素案)

令和8年(2026年)3月

和歌山県 紀の川市

人権が尊重された差別のない社会の実現を目指して

紀の川市では、全ての人の人権が尊重される豊かなまちの実現を図るため、平成19年(2007年)3月に「紀の川市人権施策基本方針」を策定して以降、2度にわたり改定を行いながら、人権課題の解決に取り組んできました。



しかしながら、依然としていじめや暴力、虐待、ハラスメントなどの問題が発生し、インターネットを利用して、他人への悪質な誹謗中傷や、差別、偏見の書き込みが深刻化していることから、これまでの取り組みの成果や課題を見極め、あらゆる差別や偏見を解消する取り組みを、より一層明確にするため、令和6年(2024年)に「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」を全部改正しました。

この条例のもと、市と市民、事業者が一体となって正しい知識を持ち、複雑・多様化する人権課題への解決に向け、より効果的な施策を推進するため、人権施策基本方針の第三次改定を行いました。

人権感覚に満ちあふれた社会の実現を目指し、国や県、関係機関と連携して人権施策の推進に取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、この基本方針の改定にあたり、貴重なご助言とご審議をいただきました紀の川市人権施策推進懇話会委員の皆様をはじめ、ご意見をいただきました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和8年(2026年)3月

紀の川市長 岸本 健

紀の川市民憲章

(平成18年11月1日制定)

紀の川市は、紀の川の清流と豊かな自然にはぐくまれたまちです。

私たちは、先人が築いてくれた歴史・文化を尊び、新しい時代にあった暮らしと文化を創造するとともに、活気に満ちた紀の川市の実現をめざして、この憲章を定めます。

一、ふるさとを愛し、教養を高め、新しい文化をつくれます。

一、人権を尊重し、思いやり、たすけあい、笑顔とあいさつで和を広めます。

一、働くことに喜びを感じ、生きがいと希望に満ちた未来をひらきます。

一、趣味やスポーツを楽しみ、健康で、明るい家庭をつくれます。

一、感謝と奉仕の気持ちを大切にします。

目 次

第1章 人権に対する取り組みの経緯と広がり	1
1 人権施策基本方針の趣旨	1
2 人権施策基本方針の位置づけ	1
3 人権をめぐる国内外の動向	2
4 本市における人権に関する取り組み	6
第2章 人権施策基本方針の基本的な考え方	13
1 人権尊重のまちづくりの理念	13
2 人権施策の目指すべき方向性	14
3 施策体系	15
第3章 人権施策の推進	16
1 人権教育・啓発の推進	16
2 相談・支援・救済の推進	23
第4章 分野別人権施策の推進	25
1 同和問題	25
2 女性の人権	29
3 障害のある人の人権	32
4 こどもの人権	36
5 高齢者の人権	40
6 外国人の人権	43
7 HIV（エイズウイルス）感染者やかかつてハンセン病を患った人、難病などの患者の人権	45
8 犯罪被害者とその家族の人権	47
9 犯罪加害者とその家族の人権	49
10 情報化社会における人権	50
11 働く人の人権	52
12 性的少数者の人権	54
13 社会情勢の変化等により顕在化しているさまざまな人権	56
第5章 施策の総合的な推進	60
1 推進体制	60
2 社会全体での取り組み体制	60
3 人権行政の推進管理方針	61

第1章

人権に対する取り組みの経緯と広がり

1 人権施策基本方針の趣旨

「人権」とは、すべての人々が生まれながらにして持っている幸せに生きるための権利で、誰からも侵されることのない基本的な権利です。

本市では、全ての人の人権が尊重される豊かなまちの実現を図ることを目的に、平成18年(2006年)12月に「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」を施行しました。平成19年(2007年)3月には、「紀の川市人権施策基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定し、総合的な人権施策の推進に努めてきましたが、さらにこれまでの取り組みの成果や課題を見極め、新たな人権問題に対応するため、平成28年(2016年)に第一次改定を、令和3年(2021年)には第二次改定を行っています。

しかし、近年、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)など、インターネットを介した誹謗中傷や「同和問題(部落差別)」に関して特定の地域を被差別部落であると指摘するような投稿による人権侵害をはじめ、外国籍等の人(帰化により日本国籍を取得した人を含む)や性的マイノリティへの理解不足から起こる誤解や不適切な対応、こどもへの虐待行為、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等さまざまな場面や関係性におけるハラスメントの発生など、人権を取り巻く状況は、複雑で多様化しています。

このように複雑化・多様化する人権を取り巻く状況の中で、全ての市民が幸福を実感できる社会を実現するためには、人権尊重の精神の確立と全ての人々が共生できる社会の実現に向けた取り組みが一層求められます。

社会の状況や人権に関する法令・計画などの動きと相まった「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」を令和6年(2024年)3月に全部改定した後に「人権に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。)を実施しました。その結果などを参考に、紀の川市の人権を取り巻く現状と課題を踏まえ、基本方針の第三次改定を行いました。

今回の改定に基づき、私たち一人ひとりが人権問題を自分自身の問題として受け止め、日常生活において学習を深めるとともに、より多くの人々に働きかけて問題意識を喚起し、全ての人の人権が尊重される豊かなまちを実現できるよう取り組んでいきます。

2 人権施策基本方針の位置づけ

基本方針は、紀の川市長期総合計画の基本計画に定める人権が尊重された差別のない社会の実現に向けた方針を、総合的、計画的、かつ具体的に推進するために、中期的な視点に立った人権施策の基本的な方向を示すものです。また、様々な個別の人権問題の解決に向け、適切な施策を推進するための指針でもあります。

本市が策定している分野別計画を進める場合、また今後新たな計画を策定、既存の各種計画の見直しを行う際には、基本方針の趣旨を尊重し整合性を図ります。

また、基本方針は、市民や企業(事業所)、各種団体との協働により実現を図るためのガイドラインでもあり、市民生活や企業(事業所)・団体等の活動の中で、一人ひとりが人権尊重の考え方を踏まえ、自主的に協力し合って取り組むように働きかけを行っていきます。

3 人権をめぐる国内外の動向

(1) 国際的動向

20世紀において、人類は多くの技術革新を成し遂げ、急速に経済が発展し、その恩恵を受けることで豊かな生活を手にしてきました。その一方で二度にわたる世界的な規模の戦争を経験し、その他にも多くの戦争や紛争が世界各地で繰り広げられ、多くの尊い命が失われるとともに、さまざまな人権侵害が行われた「戦争の世紀」であったとも言われています。

こうした犠牲のもとで、国際連合（以下「国連」という。）が組織され、昭和23年(1948年)の第3回総会において「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言の第1条には「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と明記し、全世界に表明しています。その後、国連では、世界人権宣言をより具体化し、各国への実施を義務づけるための基本的な条約として、昭和41年(1966年)に「国際人権規約」を採択しました。

そのほか「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（以下「人種差別撤廃条約」という。）、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）、「児童の権利に関する条約」（以下「子どもの権利条約」という。）、「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）などを採択するとともに、「国際人権年」や「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」「国際識字年」などの国際年を定め、各国に人権確立への取り組みを呼びかけてきました。

しかし、こうした取り組みにもかかわらず、人種、民族、宗教などに起因する地域紛争が多発し、人権が侵害される状況が続いてきたことから、国連では平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの期間を「人権教育のための国連10年」と定め、人権という普遍的文化の構築を図るため、世界各国で行動計画の策定と実施が進められてきました。その後、この10年間の成果を踏まえ、平成16年(2004年)12月の国連総会において、「人権教育のための世界計画」を採択しました。「人権のための世界計画」は、平成17年(2005年)から始まった継続的な人権教育プログラムであり、5年単位で設定された段階（フェーズ）ごとに実施される国際的な計画です。「第1フェーズ」は初等中等教育に、「第2フェーズ」は高等教育のための人権教育及び教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラムに焦点をあて、その後、メディア専門職とジャーナリストへの研修も焦点に加えた「第3フェーズ」、若者に焦点をあてた「第4フェーズ」を経て、令和7年(2025年)から令和11年(2029年)は、「第5フェーズ」として、第4フェーズに引き続き若者と子どもを重点領域とし、デジタル技術をはじめ、環境と気候変動、ジェンダー平等に焦点を広げた取り組みが進められています。

平成23年(2011年)に、世界中の全ての人々が人権教育・人権研修を享受する権利を持つこと、そして国や地方公共団体等はそのための諸条件を整備する義務を負うべきこと等を宣言した「人権教育及び研修に関する国連宣言」が国連総会で採択されました。

また、同年、国連人権理事会で「企業活動と人権」の領域における国家及び企業の義務や役割について述べた「ビジネスと人権に関する指導原則」が承認されています。

平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標として、持続可能な世界を実現

するため、「貧困をなくそう」や「人や国の不平等をなくそう」等の17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓い、これら目標の達成に向け、わが国も含め世界の国々や様々な団体は、普遍的な取り組みとして様々な活動を積極的に進めています。

そのほか国際的な情勢として、紛争や武力衝突が続き、国連は人道目的の即時停戦を求めているほか、全ての人質の解放や人道支援の確保などを求める決議案の採択が行われています。そのような中で、国連は「子どもの権利主流化」に関する国連事務総長のガイダンスノートを発表しました。

令和6年(2024年)には、国連総会で20年連続20回目となる北朝鮮人権状況決議が採択され、拉致問題を含む北朝鮮の組織的かつ広範で深刻な人権侵害を非難し、その終結が北朝鮮に強く要求されています。

(2) 国内の動向

国は、昭和22年(1947年)に国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の三原則を柱とした「日本国憲法」を施行しました。

この三原則の柱である「基本的人権の尊重」は、人間が生まれながらにもっている自由と平等、人間らしく生きる権利を基本的人権として尊重していくことが明記されており、公共の福祉に反しない限り、国民一人ひとりの基本的人権が尊重されることを保障しています。

昭和31年(1956年)には、国連に80番目の国として加盟し、国際的な流れを受けて人権問題に対する取り組みが進められ、昭和54年(1979年)の「国際人権規約」の批准をはじめ、昭和60年(1985年)の「女子差別撤廃条約」、平成6年(1994年)の「子どもの権利条約」、平成26年(2014年)の「障害者権利条約」など多くの人権に関する規約や条約に批准してきました。

国内での人権問題に対する法的な取り組みは、昭和40年(1965年)の同和对策審議会答申に基づき、昭和44年(1969年)の「同和对策事業特別措置法」の施行をはじめ、昭和61年(1986年)に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」という。)、平成5年(1993年)に「障害者基本法」など多くの人権に関する法律が施行されています。

その中でも、平成9年(1997年)に施行された「人権擁護施策推進法」第2条では、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策並びに人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策を推進することが国の責務であると定められました。

平成11年(1999年)に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申が取りまとめられ、平成12年(2000年)には、国や地方公共団体などの人権教育及び人権啓発に関する責務などを定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)」が施行されました。そして、同法に基づき平成14年(2002年)3月に「人権教育・啓発に関する基本計画(第一次)」が策定され、この基本計画に基づき人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進しています。平成23年(2011年)に同計画は改定され、内容に「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加され、令和7年(2025年)には、第一次基本計画策定後の

社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策の更なる推進を図るため、「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」が策定されました。

その後、人権問題への意識を高める取り組みとして、平成28年(2016年)4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、同年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、そして同年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」という、いわゆる人権三法が施行されました。

令和元年(2019年)には、アイヌ民族を法律として初めて「先住民族」と明記し、独自の文化を生かした地域振興策のための交付金制度などが盛り込まれた「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）」が施行されました。また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」などの個別の人権問題に関する法整備が進められ、令和2年(2020年)には「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（パワーハラスメント防止法）」が施行されています。

平成23年(2011年)に国連人権理事会で承認された「ビジネスと人権に関する指導原則」を踏まえ、令和2年(2020年)に『「ビジネスと人権」に関する行動計画』を策定し、企業活動における人権尊重の促進を図るための取り組みを進めています。

令和5年(2023年)には、「こども基本法」が施行され、こども政策を総合的に推進するため、この法に基づき、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すとしています。

(3) 和歌山県の動向

和歌山県では、人権尊重の社会づくりに向けて先導的役割を果たしてきたのは、同和問題解決への取り組みであり、同和問題の解決を県政の重要課題と位置づけて、昭和23年(1948年)には、国に先駆けて市町村が実施する地方改善事業に対する補助制度を創設しました。

昭和27年(1952年)には、同和問題解決に向けた調査研究及び県諮問機関として「和歌山県同和問題研究委員会」を設置し、実態を踏まえた取り組みを実施してきました。

昭和31年(1956年)には、同和問題解決のための指導・実践を行う機関として「和歌山県同和委員会」へと発展的に改組し、「県民みんなの同和運動」を提唱・展開してきました。

その後、国連の動きに合わせて『「人権教育のための国連10年」和歌山県行動計画』（以下「和歌山県行動計画」という。）を策定し、同和問題や女性、こども、高齢者、障害のある人、外国人等の人権問題についても、個別分野ごとの計画を策定するなど、関係部局を中心に国や市町村と連携しながら、それぞれの課題解決に向けて取り組みの幅を広げながら各種施策に取り組んできました。また、人権に関する教育・啓発の拠点として「公益財団法人和歌山県人権啓発センター」を設置し、人権教育・啓発活動を総合的に推進してきました。

平成14年(2002年)に、人権行政のよりどころとなる「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、同条例に基づき、平成16年(2004年)には、「和歌山県行動計画」を受け継ぐものとして「和歌山県人権施策基本方針（以下「県基本方針」という。）」を策定しました。

県基本方針は、平成22年(2010年)に改定を行い、年齢層や発達段階に応じた啓発や県民が主体的・能動的に参加できる啓発の実施、企業等の自主的・主体的な人権に関する取り組みの支援等に努めてきました。その後、平成27年(2015年)に第二次改定を行い、令和2年(2020年)には、特にいじめや女性への暴力、こどもへの虐待、職場におけるハラスメント、インターネット上での人権侵害などの問題が顕著になっている現状を踏まえ、第三次改定を行いました。

部落差別の解消を推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別のない社会を実現することを目的とする「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」を令和2年(2020年)3月に施行しました。しかしながら、モニタリングにより確認した部落差別の書き込みについて、プロバイダ等に削除要請を行っているものの削除されないという現状があることから、条例を一部改正し、令和2年(2020年)12月に施行しました。

令和2年(2020年)の新型コロナウイルスの流行に関しては、感染者やその家族、医療従事者に対する誹謗中傷や風評被害が発生している状況を踏まえ「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」を令和2年(2020年)12月に施行しました。

「日本国憲法」に定める幸福追求に対する権利を尊重する取り組みとして、令和5年(2023年)に「和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を施行し、「和歌山県部落差別解消推進条例」の一部改正を行うとともに、令和6年(2024年)には、「和歌山県パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

以上のような動きの中、県基本方針は、「人権に関する県民意識調査」結果の反映や、取り組みの成果や課題、法令・計画などの動きを踏まえ、令和7年(2025年)3月に第四次改定を行いました。

4 本市における人権に関する取り組み

(1) これまでの取り組みの経過及び評価・課題

合併前の旧5町においては、平成14年(2002年)3月末の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効により、特別対策は終了し、一般施策へ移行するとともに、各町に設置されていた同和委員会は、「人権委員会」(旧:打田町・那賀町)、「人権推進委員会」(旧:粉河町・桃山町・貴志川町)とそれぞれ名称を変更し、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決を目指し、啓発活動に取り組んできました。

平成17年(2005年)11月、紀の川市誕生時から市民部内に人権施策の総合窓口として人権啓発推進課を設置(平成30年(2018年)に企画部人権施策推進課に組織改編)し、教育委員会との連携を図りながら、教育・啓発事業を推進してきました。

同年12月には「紀の川市人権委員会」を発足させ、イベント開催時や「同和運動推進月間」「人権を考える強調月間」中に駅頭・街頭啓発、企業啓発の実施等、人権意識の高揚と差別意識の解消に取り組んできました。

人権に関する相談に対応するため、人権擁護委員による人権相談所を開設し、市民の人権相談に応じています。

平成17年(2005年)に、「紀の川市個人情報の保護に関する条例」を制定、平成18年(2006年)には、「紀の川市民憲章」や「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。

また、庁内に「紀の川市人権問題処理委員会」を設置し、人権問題が生じたとき、その問題の解決を図るとともに、明るい民主的なまちづくりを推進しています。その他、「紀の川市庁内人権推進検討委員会」において、人権問題の本質を正しく理解し、その認識に立って人権問題の抜本的解決を図るため、関係各課及び各種団体等に対して人権尊重への取り組みの推進、啓発及び指導を行っています。

平成19年(2007年)に、「紀の川市人権施策推進懇話会設置規則」を定め、「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、平成19年(2007年)3月に市基本方針を策定し、本市の人権施策の指針として施策の総合的・効果的な推進に努めてきました。

具体的には、人権講演会、人権映画会、人権学習講座等の開催や市民からの公募による紀の川市人権標語を制定しました。隣保館事業についても、職業相談所の開設、教養・文化活動事業、福祉・保健事業等、福祉の向上及び人権啓発を目的とした事業を実施しています。

平成27年度(2015年度)には、平成26年度(2014年度)に実施した市民意識調査の結果を基礎資料として、市基本方針の改定を行いました。また、平成30年(2018年)4月には、手話が言語であることを認め、手話への理解の輪を広げることで、「全ての紀の川市民が心豊かに生活することのできる地域社会の実現」を目指す「紀の川市広げようこころの輪手話言語条例」を施行しました。また、令和5年度(2023年度)には、「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」を全部改正し、市と市民、事業者が一体となって人権施策の推進を図っています。

その後の社会情勢の変化に伴う新たな人権問題や法令・諸計画の動き、市民意識調査結果など本市の人権を取り巻く現状と課題を踏まえ、市基本方針は、令和2年度(2020年度)に第二次改定を、また令和7年度(2025年度)には第三次改定を5年ごとに行っています。

本市では、三回にわたって策定(改定)した市基本方針に基づき、地域や家庭をはじめ、

幼稚園や保育園・認定こども園、学校のほか、社会教育など多様な場において、基本的人権の尊重の精神が培われるよう、また、市民や企業（事業所）が人権について正しい理解と認識を深められるよう様々な人権教育・啓発に取り組んできました。さらに、令和7年度(2025年度)には、「紀の川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入しました。

市民意識調査の過去から現在に至る結果では、さまざまな人権問題に対する市民の関心度は総体的に高く、人権を身近なもの、我が事として感じている市民は少なくありません。

憲法の基本理念である平和主義、民主主義、基本的人権の尊重を地域社会で具現化していくことが必要であり、とりわけ基本的人権の尊重は、市民の暮らしに密接にかかわる重要な理念です。人権尊重の意識を高めるためには、市民一人ひとりが、様々な人権について理解を深め、人権を身近なものにとらえることが重要であり、ひいては、人権の意義や重要性を単に知識として得るだけでなく、その得た知識が日常生活の中で行動や態度となって現れることが必要です。

その実現のためには、まず市職員が「人権」に関する責任の重大性を改めて自覚し、そして人権行政の担い手であるという認識を十分にもつこと、そのうえで行政全体として普遍的な「人権」という概念により業務を遂行することがこれまで以上に求められます。全ての施策にこのような人権尊重の視点を持って取り組むことにより、市民の人権尊重意識を高め、市基本方針の実現を推進してまいります。

（２）市民意識調査の結果でみる市民の人権意識・実態

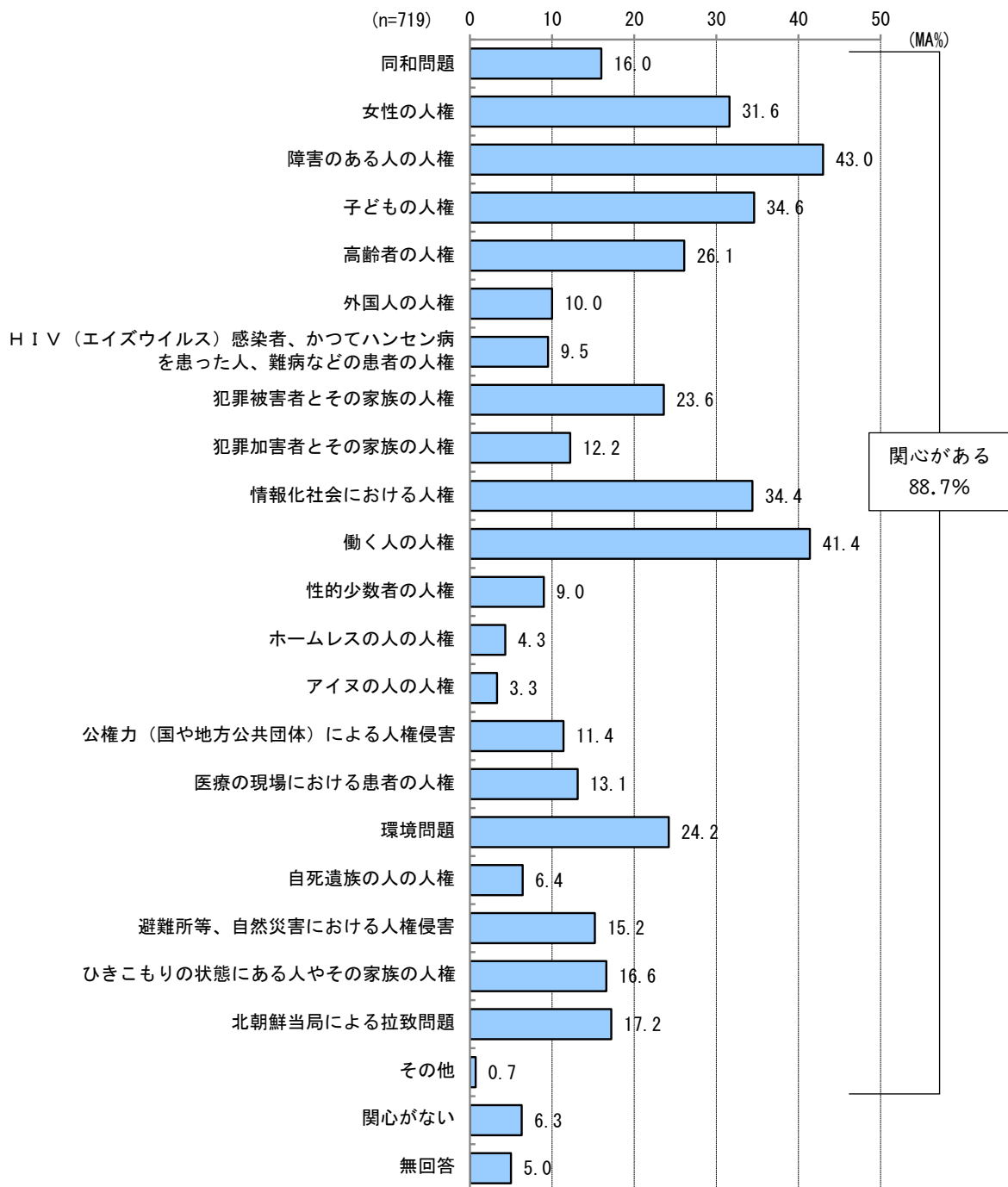
令和6年度(2024年度)に、18歳以上の市民1,500人を対象に実施した市民意識調査から、主な結果を抜粋し、市民の人権に関する意識・態度の傾向をみると、次のとおりとなっています。

① 市民が関心を持つ人権課題

9割近い市民が何らかの人権課題に関心をもっており、市民の人権に対する関心の高さがうかがえる結果となっています。特に人権課題の中でも、「障害のある人の人権」(43.0%)への関心が最も多く、次いで「働く人の人権」(41.4%)、「こどもの人権」(34.6%)、「情報化社会における人権」(34.4%)が続いており、身近にある人権課題に関心を寄せる市民が多数を占めています。(図表1)。

人権は、全ての人々が生まれながらにして持ち、誰からも侵されることのない基本的な権利です。さまざまな形で存在する人権課題が自分自身にとって身近なもの、身近でないものに関わらず、少しでも関心を高め、どの人権も等しく守られるべきものであると認識を深めるための取り組みが重要です。

図表1 人権課題の中で関心をもっているもの



② 差別を受けた、または人権を侵害されたと感じた経験

過去5年間に差別を受けた、または人権を侵害されたと感じたことが「ある」市民は12.4%に対し、「ない」は72.5%となっています。平成20年度(2008年度)以降の各調査の結果に比べ、感じたことがある割合は、今回の調査結果が最も低くなっています(図表2)。

差別を受けた、または人権を侵害されたと感じた時の対応は、「何もしなかった」(37.1%)が4割近くを占め(図表3)、その理由は、「相手に抗議や誰かに(どこかに)相談しても解決しないと思ったから」(36.4%)が最も多く、次いで「自分が我慢すればよいと思ったから」(33.3%)、「抗議や相談することで相手との関係が悪くなると思ったから」(24.2%)と

なっています（図表4）。

相談しないことには問題は何ら解決しないことから、ひとりで抱え込まず相談することの大切さの周知とともに、相談できる（しやすい）環境づくりが重要です。

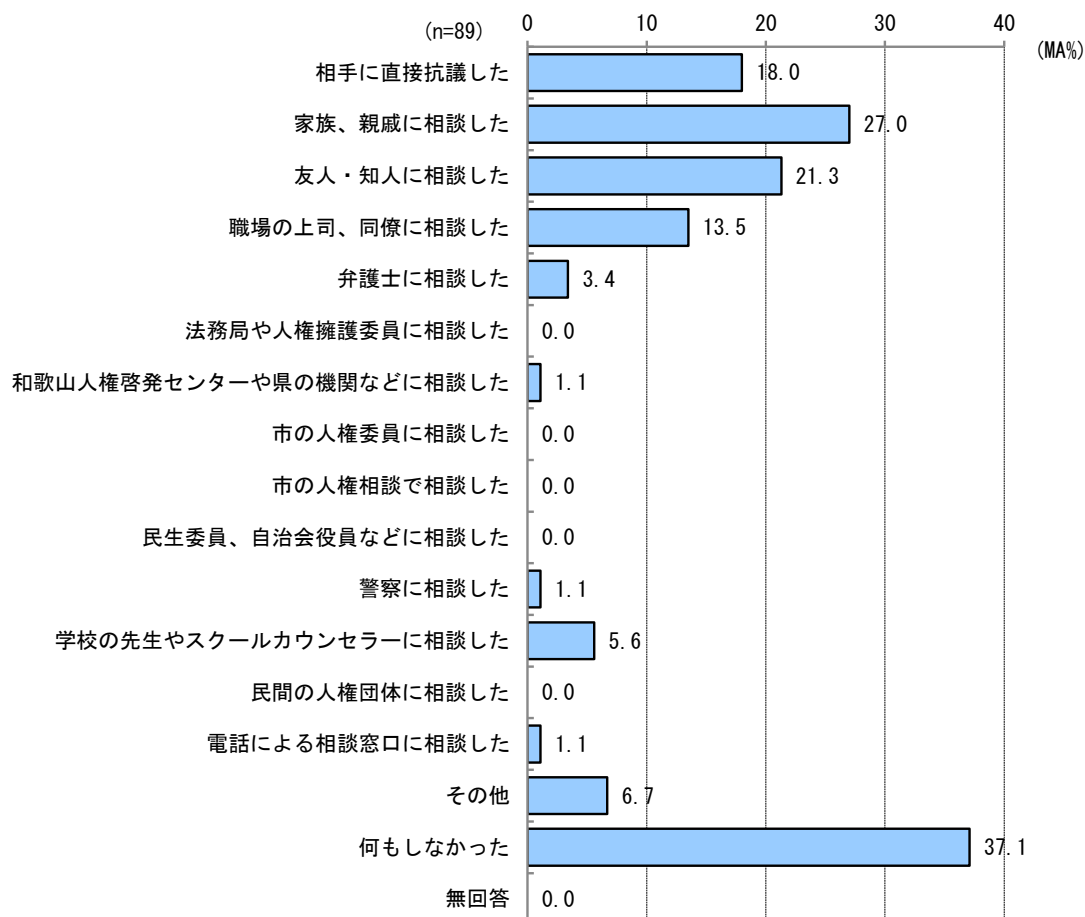
図表2 差別を受けた、または人権を侵害されたと感じた経験の有無

区 分	H20 (n=783)	H26 (n=1,017)	R1 (n=849)	R6 (n=719)
ある	23.0	26.3	23.2	12.4
ない	75.4	59.3	62.4	72.5
わからない		12.1	12.6	12.4
無回答	1.7	2.3	1.8	2.8

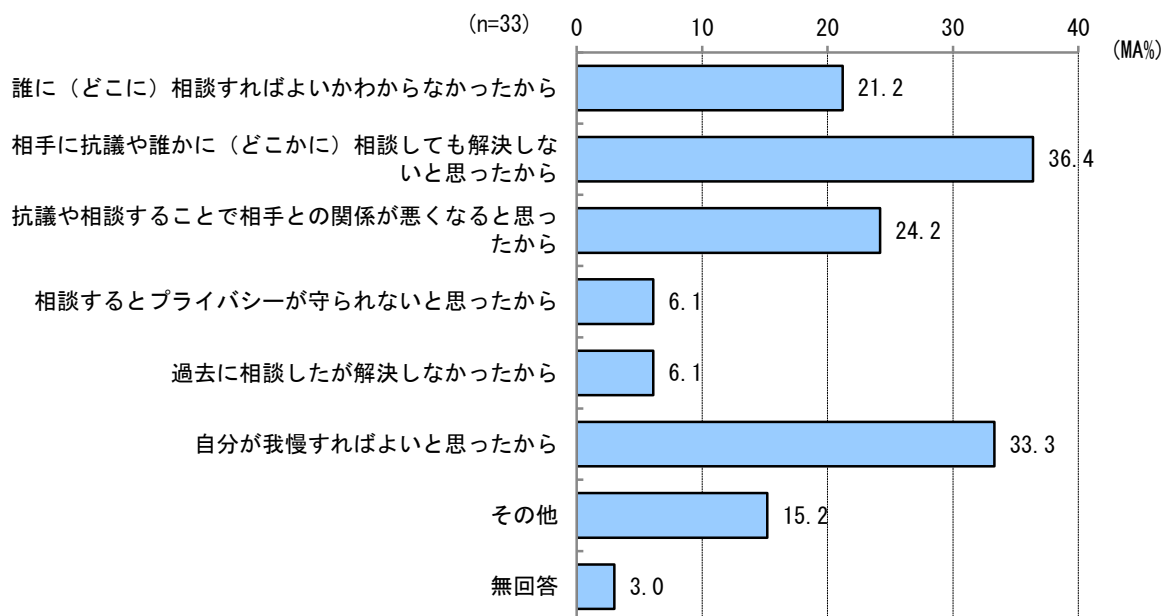
（単位：％）

※H20年度調査の設問は「あなたは、今までに自分の人権が侵害（差別・虐待など）されたと感じたことがありますか」であり、選択肢は「ある」「ない」の2つとしている。

図表3 差別を受けた、または人権を侵害されたときの対応



図表4 差別を受けた、または人権を侵害されたときに何もしなかった理由

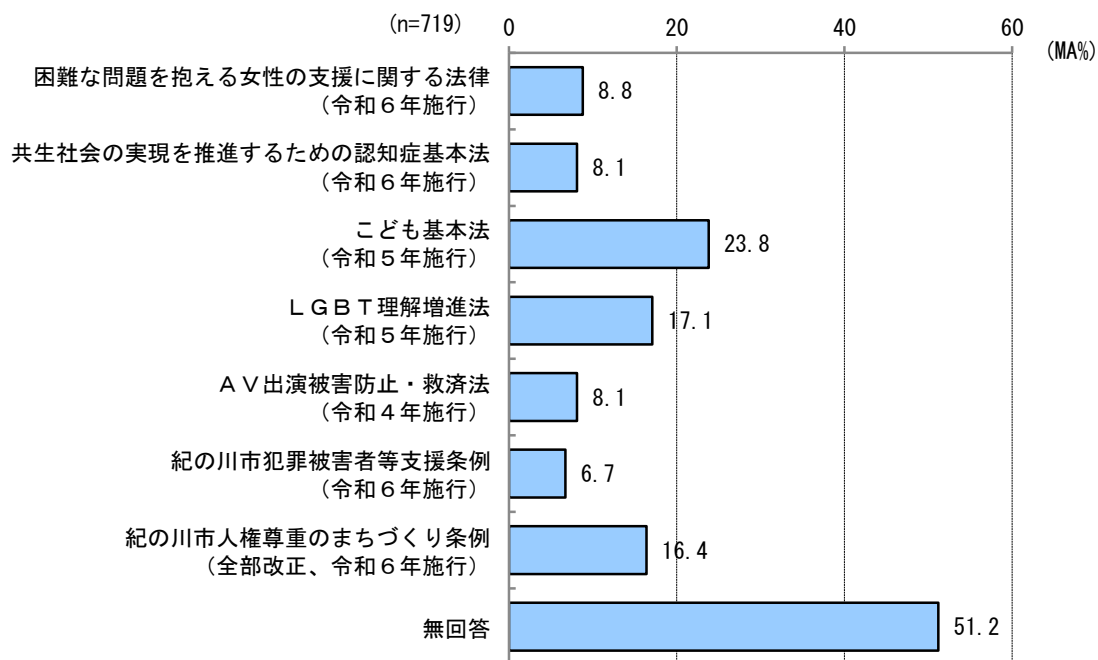


③ 人権にかかわる法律や条例の認知

人権にかかわる法律や条例の認知について、設問で挙げた法律や条例をひとつでも知っている割合は48.8%となっています（図表5）。

法律や条例は、社会秩序を維持し、国民の権利と自由を守るために制定されるルールであり、遵守することは当然のことながら、これまで人権に関してさまざまな法律や条例が定められてきたことの背景や意義・目的に対する理解を深めることも大切です。

図表5 人権問題にかかわる法律や条例の認知



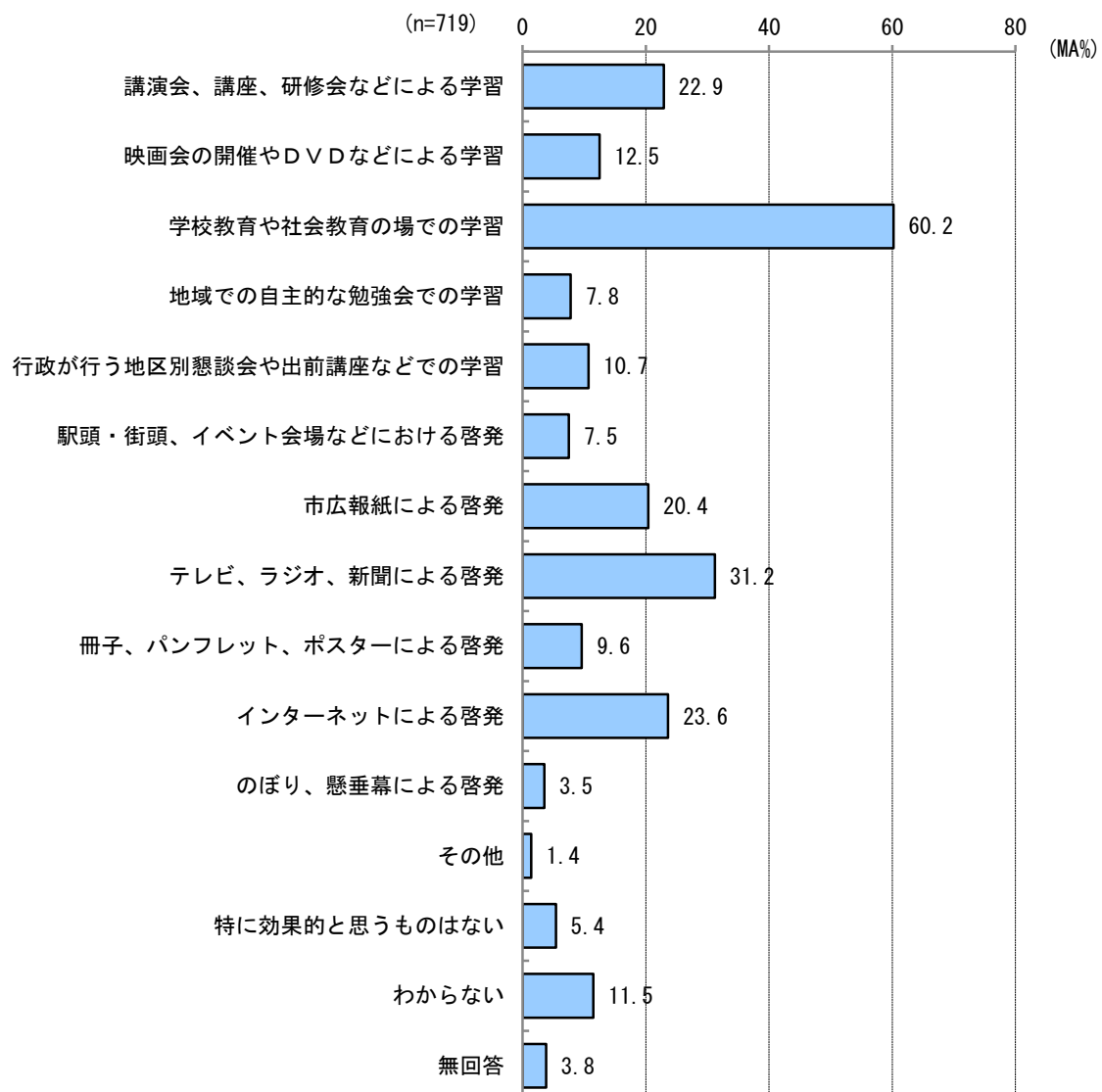
④ 人権尊重の理解を深めるために効果的であるもの

人権尊重の理解を深めるために効果的と市民が考えているものは、「学校教育や社会教育の場での学習」(60.2%)が最も多く、次いで「テレビ、ラジオ、新聞による啓発」(31.2%)、「インターネットによる啓発」(23.6%)となっています(図表6)。

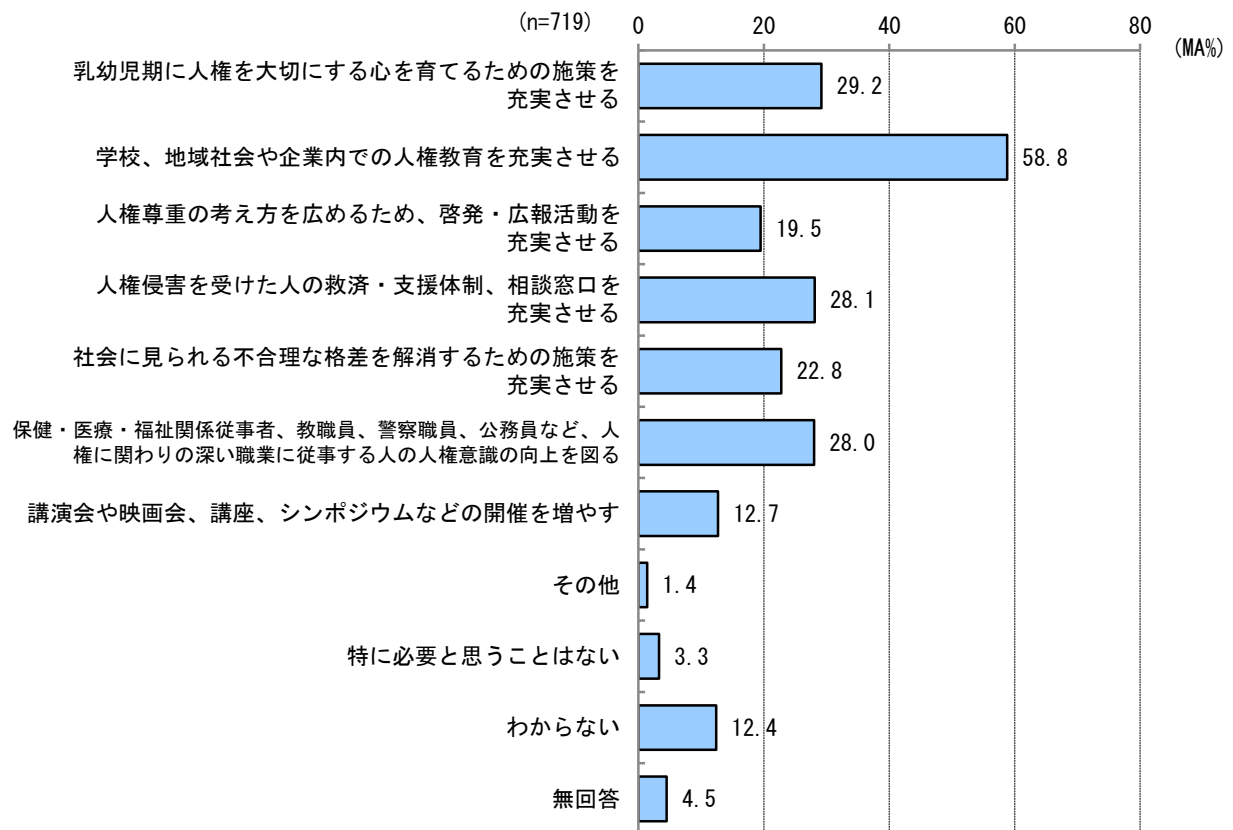
また、市に求める必要な取り組みとして、「学校、地域社会や企業内での人権教育を充実させる」(58.8%)が最も多く、次いで「乳幼児期に人権を大切にする心を育てるための施策を充実させる」(29.2%)、「人権侵害を受けた人の救済・支援体制、相談窓口を充実させる」(28.1%)となっており、人権学習や人権教育を重視する市民は少なくありません(図表7)。

幼少期から、系統立てた人権学習を通じて差別をしない心や人権の大切さを教える取り組みを継続していくことが重要です。一方、学齢期以降においてSNSなどの情報媒体と接触したり自ら発信したりする機会が増えていくことで差別意識や偏見を生み出したり助長されたりすることがないよう、生涯を通じた人権教育や啓発により、情報の正確性や妥当性を判断し、人権侵害となる行為を予防することの重要性への認識を深めることが求められます。

図表6 人権尊重の理解を深めるために効果的であるもの



図表7 人権が尊重される社会の実現に市として必要な取り組み



第2章

人権施策基本方針の基本的な考え方

1 人権尊重のまちづくりの理念

紀の川市民は人権について、世界人権宣言の第1条にある「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」、及び日本国憲法に定める「基本的人権の尊重」の精神に基づき、「基本的人権の尊重と真に自由で明るく差別のない社会の確立」を目指してきました。

また、「紀の川市民憲章」に掲げられた5つの主文、及び「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」にある「人権尊重のまちづくり」に関し、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、不当な差別等を禁止し、差別的取り扱いを行わないよう指導及び助言の取り組みを進めます。

全ての人の人権が尊重される豊かなまちの実現をしていくためには、家庭・学校・地域・職場等、生涯を通じて社会のあらゆる分野において、人権尊重のまちづくりに寄与するよう、総合的な施策の推進が求められています。そして、市民一人ひとりが社会の構成員としての責任を自覚し、常に他者の人権尊重を念頭に置き、自らの人権を行使すべきであるとの自覚を促す必要があります。

このような認識に立ち、従来の基本理念を継承し、人権に対する総合的な取り組みを市民との協働と連携により引き続き推進します。

【基本理念】

人権という普遍的な文化が根付き、人との和が尊ばれ、平和で心豊かに充実した生活をだれもが等しく享受できる、人権感覚に満ちあふれた社会の実現

2 人権施策の目指すべき方向性

基本理念である、「人権という普遍的な文化が根付き、人との和が尊ばれ、平和で心豊かに充実した生活をだれもが等しく享受できる、人権感覚に満ちあふれた社会の実現」を目指していくためには、市民・事業者・市との協働と連携により、それぞれの対象者による主体的な取り組みが必要です。

そのため、それぞれの対象者自らが、社会の構成員として義務と責任を負っていくことを自覚し、心と行動をともにして、お互いの人権を尊重していくことが求められています。

基本理念を実現していくため、次の目指すべき方向性を基準として人権施策を展開し、地域社会全体で人権尊重のまちづくりを推進します。

【目指すべき方向性】

● 個人の尊厳の尊重

人間は「いのち」の大切さを尊び、人間としての尊厳や個性が尊重されることが、人権を支える根拠となっています。

このように、個人の尊厳が尊重される社会において、個人が自己実現を図り、より多様で多彩な価値を創造し、活気ある地域社会を形成していくことを目指します。

● 人権の平等性の保障

人権は、性別や年齢、障害、社会的身分、民族、国籍を問わず、全ての人に対して同じように保障されなければなりません。

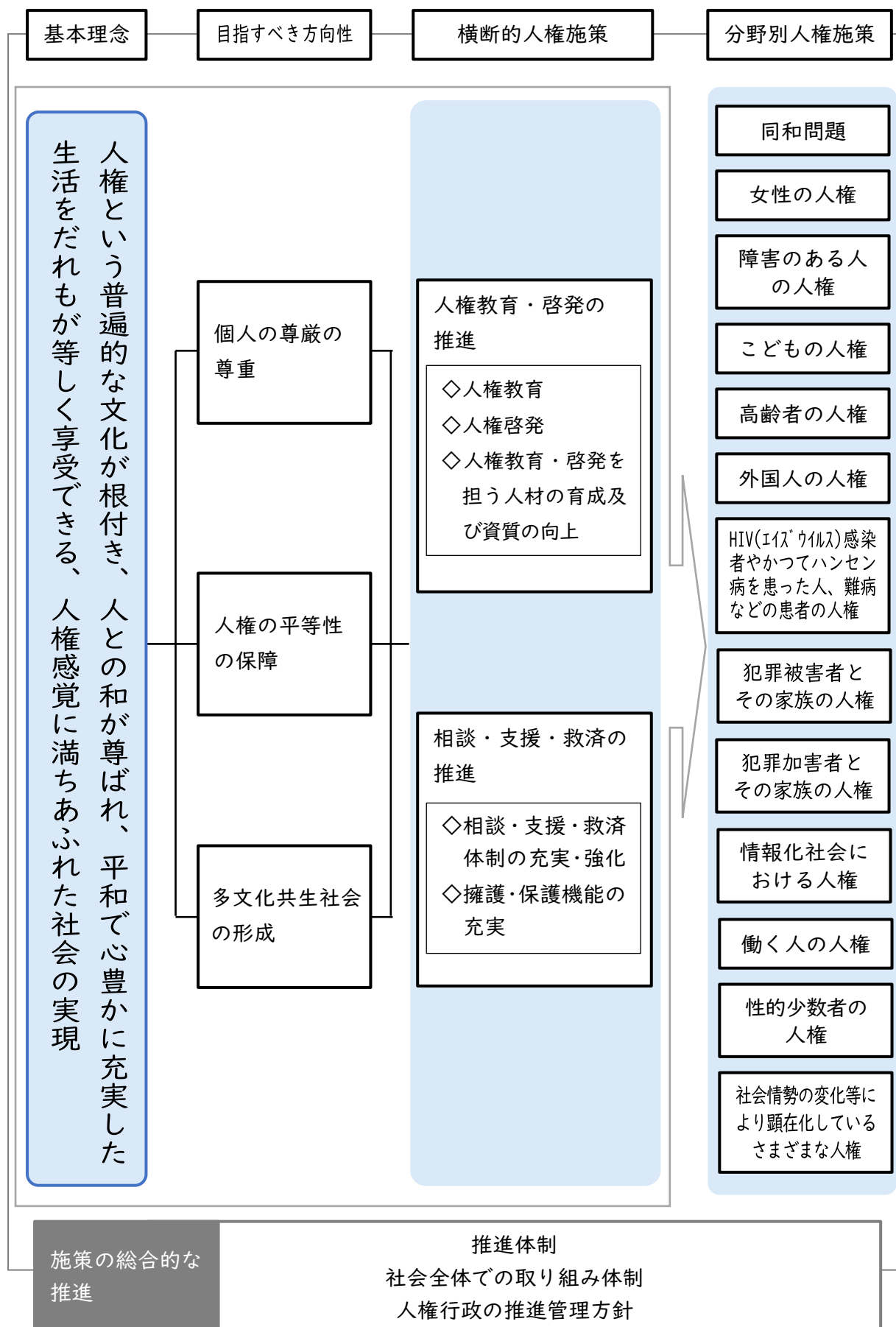
このように、誰もが法のもとにおいて平等であり、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有し、教育や就職の機会を与えられ、社会に参画することで、市民一人ひとりが社会的な責任を果たすことができる地域社会の形成を目指します。

● 多文化共生社会の形成

全ての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、自分の人権だけでなく他人の人権についても正しく理解し、その権利に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うことを理解しなければなりません。

そのため、異なる文化や歴史、生活習慣をお互いに理解し合い、人の和を尊ぶとともに、多様性に満ちた社会を生み出し、さまざまな個性を有する人々がともに共生していくことで、豊かで活力ある地域社会の形成を目指します。

3 施策体系



1 人権教育・啓発の推進

人権尊重社会を実現するためには、市民一人ひとりが人権尊重の大切さを理解し、市民全体に広めていくことが必要です。全ての市民が互いの人権を尊重する社会を構築していくには、家庭・学校・地域・職場等、社会全体で人権教育・啓発活動を実施していくことが大切です。

人権教育・啓発の推進にあたっては、市民の参加と実践の中、市民・事業者・市との協働と連携により、さまざまな手法を取り入れながら、総合的な人権施策の推進に努めます。

■人権教育・啓発の基本的な考え方

● 人権教育・啓発を基本とした人権尊重のまちづくり

人権意識を高め広めるための教育・啓発は、人権尊重のまちづくりのためには欠かせない基本施策であり、その役割は「人権が尊重される条件づくり」と位置づけられています。家庭・学校・地域・職場等、日常生活のあらゆる場面で人権が確立される前提として、一人ひとりが人権意識をもち、実践することが求められています。

● 市民・事業者・市との協働と連携による地域づくり

人権尊重のまちづくりをめぐる課題は固定したものではなく、少子高齢化の進行、国際化や情報化の一層の進展、環境や災害をめぐる問題、新しい技術開発など、社会の急激な変化により、新たな人権課題が生まれ、人権尊重社会の実現を目指す上での大きな問題となっています。さらに、これからの社会においては、市民一人ひとりが人権の課題と向き合うとともに、積極的な参加と事業者や市との協働と連携による地域づくりが求められています。

● 多様性を認め、個性と能力を発揮できる環境づくり

人権教育・啓発にあたっては、一人ひとりの多様性を認め合い、それぞれが持つ個性と能力を十分に発揮し、活躍できる環境づくりを推進することが必要となっています。

● 人権課題へ取り組む、自律した人づくり

多様性を認め、個性と能力を発揮できる環境づくりと合わせて、日常の課題を自律的に解決する力を養い、一人ひとりが主体的に地域づくりに関わる中で、人権尊重という普遍的な考え方に基づき、人権をめぐる新しい課題に取り組むことが求められています。

● 成長過程に応じた環境づくり

次世代を担うこどもの権利を享受し行使する主体として、その成長過程に応じて権利を保障し、自らの権利についての認識を深めることにより、権利行使に伴う責任や他人の権利を尊重することを身につけ、多様な価値観を認め合い、それぞれが生き生きと育っていくことができる環境づくりが必要となっています。

■人権教育・啓発の目標

人権教育・啓発は市民一人ひとりの人権意識の高揚を目標とします。次の4項目を目標とし、留意して施策を推進します。

● 人権の基本理念に対する認識を深める

人権施策の目指すべき基本的方向性に掲げる「個人の尊厳の尊重」「人権の平等性の保障」「多文化共生社会の形成」の3つの視点を中心に人権の基本理念について理解を深めるとともに、日常生活の中で物事の判断や実行できる人権感覚が身につくように促します。

● 人権が共存する社会の実現を図る

一人ひとりが互いに人権の意義、及びその尊重と共存の重要性について理解を深め、自己実現を図る態度を育てるとともに、さまざまな個性や価値観が存在することを認め、尊重する態度が身につくように促します。

● 他者の身になって考え、行動できる態度を身につける

人権についての知識や人権感覚が、具体的な態度や行動につながるよう、他者の立場、特に人権侵害を受けている立場になって考え、それに基づいて自ら行動できる態度が身につくように促します。

● 一人ひとりが自発的に学ぶ

人権教育・啓発は、市民一人ひとりの人権意識を高め広めることを目標としています。そのためには、教育・啓発が一人ひとりの問題意識とつながり、自主的な学習へと発展し、個人の自発性に基づく学習や市民の自発的な学習機会を創出する環境づくりに努めます。

(1) 人権教育

人権教育とは「人権尊重の精神の涵養（無理をしないでゆっくりと養い育てること）を目的とする教育活動」（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律）で、その実現のためには、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情に応じて、学校教育と社会教育とを相互に連携し、活動を推進することが重要です。

① 家庭における人権教育

家庭は、人間形成を図るうえで重要な役割を果たす場です。とりわけ、乳幼児期は、あたたかな愛情により人間関係の基礎となる信頼関係を豊かに築いていくうえで、重要な時期です。こども一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、個性を生かすとともに、他人への思いやり、いのちや人権を尊重する豊かな心を育む家庭教育ができるように支援します。

また、介護や支援を必要とする高齢者や障害のある人に対する虐待、DV問題、ひきこもり、こどもであっても介護の責任を担わされているヤングケアラーの問題等、家庭にはさま

ざまな人権にかかわる問題が内在し、外部から見えにくく、状況を把握しにくい現状があります。虐待等の被害者やヤングケアラー等が支援を求める声を上げやすい相談・支援体制の充実を図ります。

家庭における人権教育の取り組みを以下の通り推進します。

《家庭に対する取り組み》

- 子育てに関する人権学習の機会や情報の提供
- 子育てに不安や悩みを抱える保護者への相談支援や見守りの実施、家庭教育への支援
- 地域社会における保護者同士の子育てに関する情報交換の場や、人権等に関する各種相談支援体制の充実
- 家庭内における暴力や虐待、ヤングケアラー等の人権侵害の発生を未然に防止するための民生委員児童委員、母子保健推進員、要保護児童対策地域協議会や関係機関と連携した問題の早期発見、相談・援助活動の充実

② 就学前教育・保育、学校における人権教育

幼稚園・保育園・認定こども園においては、自然や動植物とのふれあいを通して、いのちの大切さを感じたり、さまざまな遊びを通して仲間との関係や豊かな人間性を培ったり、人との関わりを通して相手を理解し、お互いを大切に思う気持ちを育てていくことを基本とした人権教育を進めます。

小・中学校から高等学校においては、学校生活のあらゆる場を通して、個々の自尊感情を高め、他者を尊重し、互いに違いを認め合うとともに、人権に関する知識を深め、豊かな感性を育む教育を進めます。さらに、自分の考えを適切に表現し、相手の意見を受け止めることができるコミュニケーション能力や、相互に尊重しあえる人間関係をつくり問題を解決する能力など、人権に関わるスキル（技能）を身につける教育の推進を図ります。

就学前教育・保育、学校における人権教育の取り組みを以下の通り推進します。

《就学前教育・保育、学校に対する取り組み》

- 就学前児童の子育て支援に関する情報の提供
- 保護者への相談体制の充実
- 児童生徒の実態、地域の実情等を踏まえた人権教育目標の各学校での設定、教育活動全体を通じた効果的な指導の実施による系統的・発展的な学習の展開
- 家庭や地域から理解と協力を得られるよう、学校からの積極的な情報発信と、関係機関等との適切な連携及び協力の推進
- 研修内容の充実により、教職員一人ひとりが人権を尊重する理念をもち、差別を見逃さない鋭い人権感覚と資質、指導力を向上させる取り組みの推進

③ 社会教育としての人権教育

市民一人ひとりが、さまざまな学習機会を通して、人権について正しく理解し、自らの生き方に関わる問題として受け止め、人権尊重の精神を日常生活に実現していくことができるよう支援します。

また、こどもが誤った認識や偏見・差別意識をもつのは、周りの大人の影響も大きいと考えられることから、大人自身が人権感覚を高め、人権問題についての正しい理解と認識を深め、人権尊重の精神を日常生活に生かしていけるよう支援します。

社会教育としての人権教育の取り組みを以下の通り推進します。

《社会教育に対する取り組み》

- 人権に関する生涯学習の充実
- 公民館事業における人権学習の充実
- 高齢者学級における人権に関する取り組みの支援
- 各種団体での人権学習の充実
- 各種事業者に向けた人権学習の充実や人権に関連する制度の普及

(2) 人権啓発

人権啓発は、全ての人の人権が尊重され、明るく住みよい地域社会を実現するために、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、日常生活や社会生活において、これらの認識が態度や行動に確実に根付くことを目的としています。言い換えれば、「人権とは何か」「人権の尊重とはどういうことか」「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようなになっているか」等について正しい認識を持つことが必要です。

さらに、人権に関わる国内の法令や国際条約など、基本的な知識を市民に広く伝えるだけでなく、さまざまな手法による人権啓発を通じ、人権に関する正しい知識を身につけ、感性を高めることにより、人権侵害に対する気づきから学びを深め、一人ひとりが差別意識の解消への取り組みを進めるとともに、自他の生命の尊さや、お互いの違いや個性を尊重し合う多様性の容認と共生の心を育む社会の実現につながります。人権が尊重される社会を目指す人権施策の取り組みとして、市民の理解と共感を得られるよう2つの視点から人権啓発を推進します。

① 市民全般を対象とした人権啓発

人権啓発の現状と課題や基本目標を踏まえ、市民全般を対象とした人権意識の高揚が図られるよう、それぞれの対象者に応じて分かりやすい事例を用いる方法や、参加者が気軽に自主的に参加できるような方法による取り組みを行うことが必要です。

市民全般に向けた人権啓発の取り組みを以下の通り推進します。

《市民全般に対する取り組み》

- 「広報紀の川」やホームページでの人権情報の発信
- 各地域で行われるイベント会場での啓発

- 駅頭・街頭での啓発
- 人権講演会・人権映画会の開催
- 学校などへの人権啓発教材としてDVDの貸出
- 啓発資料の募集・作成
- 研修事業
- 人権に関する市民意識調査の実施

② 企業等への人権啓発

企業等は社会を構成する一員であり、大きな社会的責任と役割を担っています。

不公正な採用や男女間の賃金格差、配置や昇進の格差をはじめ、長時間労働による過労死、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等のさまざまなハラスメント（嫌がらせ）、不当な差別などの問題への対応は、多様な人々により構成される企業等の価値に対する評価に大きく関わっています。

企業（事業所）では、職場における人権尊重の原則が守られるよう、実態に応じて自主的、継続的に従業員等関係者に対する人権啓発活動を展開することが求められます。

企業等への人権啓発の取り組みを以下の通り推進します。

《企業等に対する取り組み》

- 人権意識を高めるための職場研修などの働きかけ
- 研修会への講師の派遣
- 人権啓発等に関する適切な情報や資料の提供
- 企業向け人権啓発のためのDVDの貸出

（３）人権教育・啓発を担う人材の育成及び資質の向上

① 人権に関わりの深い特定職業従事者の人権研修

人々の人権にとりわけ深い関わりをもつ職業に従事する人は、市民の人権意識の高揚を図るために、より一層人権意識を高め、その職務にあたることが重要です。そのため、市職員、就学前教育・保育関係者、学校教育関係者、社会教育関係者、消防職員、医療・保健福祉関係者、市議会議員などの職業に従事する者は、市民一人ひとりの人権擁護に大きな影響力を持つ立場にあり、その職務の遂行にあたっては常に人権意識を持って臨むことが求められます。

人権侵害に気づける感性と差別をなくす実践力を身につけ、職務を遂行することができるよう、それぞれの職場で行われる人権研修を積極的に受講し、また、それぞれの職場で行われる研修の充実を図れるよう、積極的に情報提供等の支援を行います。

（ア）市職員

市職員はその職務上、市民の人権に深く関与しているため、全ての市職員が十分な人権感覚を身につけ、常に人権の視点に立って職務を遂行する必要があります。

人権研修の実施などにより、人権問題に関する正しい知識・理解を得ることができるよう

う引き続き取り組みを進めます。さまざまな研修に参加することにより知的理解にとどまるだけでなく、人権感覚を持って問題解決を自らの課題・責務として捉え、職員としての役割を果たすことができるよう個々の資質向上を図ります。

(イ) 就学前教育・保育関係者・学校教育関係者・社会教育関係者

就学前教育・保育並びに学校の教職員は、教育活動を通じて、こどもの人格形成に大きな影響を及ぼすことから、自らの職責を自覚し、人権感覚を高めながら、こどもの発達段階に応じた人権教育を推進することが求められています。そのためには、教職員の人権感覚・人権意識の高揚、人権教育に関する認識の深化と指導力の向上を図ることが不可欠です。こうしたことから、それぞれの幼稚園・保育園・認定こども園、小・中学校等の実態に応じた研修、人権教育の推進に努めます。

社会教育関係者は、地域社会をはじめとする社会教育の場において、人権教育に関する学習を積極的に推進する役割を担うことが求められます。そのため、公民館や人権にかかわる市民団体と連携して、人権教育を推進していく指導者の養成を図ります。

(ウ) 消防職員

消防職員や消防団員は地域住民の生命、身体及び財産を火災等の災害から守ることを任務としています。そのため、任務の遂行にあたっては、人命の尊重に加えて、被災者や患者の人権の尊重、プライバシーの保護に十分配慮する必要があります。また、近年、各地で災害が頻発し、被災者の中でも特に災害時要援護者への配慮が課題として取り上げられています。さまざまな人権が尊重されるよう消防関係者の一層の人権教育・啓発が求められています。

消防職員及び消防団員が災害現場において十分に人権尊重を考慮した活動を行うよう、引き続き人権講演会や人権研修会等への参加を促すなど、人権啓発活動への取り組みに努めます。

(エ) 医療・保健福祉関係者

医療関係者については、インフォームド・コンセント[※]の徹底や患者の人権・プライバシーに配慮した医療の確保のため、人権に対する理解と人権意識が求められます。患者が安心して、安全で適切な医療を受けることができるようインフォームド・コンセントの徹底や各種委員会において患者のさまざまな権利の尊重や個人情報保護に努めるとともに、医療関係者に対する人権教育・啓発の支援に努めます。

少子化や超高齢社会が進展する中、保健福祉関係者の役割はますます重要となっており、直接、こどもや高齢者、障害のある人やその家族と接し、相談に応じたりサービスを提供したりする保健福祉関係者は、プライバシーの尊重や人権に配慮した対応が求められます。

そのため、保健福祉関係者が人権に対する正しい理解と認識のもとで業務を進めていくよう、関係機関と連携を図り、人権問題にかかわる研修の一層の充実に努めます。また、民間施設や介護・福祉サービス提供事業者に対しては、那賀圏域障害児・者自立支援協議会や介護サービス事業者連絡会、ケース会議等を利用し、高齢者、障害のある人等の権利擁護のための教育・啓発に努めます。

※「インフォームド・コンセント」とは、患者が病気について十分な説明を受け、了解した上で、医師とともに治療法などを決定していくことをいいます。

(オ) 市議会議員

基本方針は、市民一人ひとりの人権尊重の意識を高め、差別のない社会を実現するためのガイドラインとなるものです。この方針のもと、市議会議員は市民の代表となるべき存在であり、人権尊重の理念を体現することが求められます。そのため、高い倫理観と責任感が求められる立場であるとともに、人権問題の本質を正しく理解した上で、その認識に立った言動を意識し、人権尊重の姿勢を示すことが必要です。

また、立法府の一員として、人権に関わる条例等を審議・制定し、政策を決定する役割を担っています。そのため、人権に関する深い知識と理解、そして人権尊重の意識が不可欠です。

このようなことから、市議会と連携し、人権に関する知識や理解を深める機会を充実するとともに、人権に関する最新の動向や事例に関する情報を提供し、議員が常に最新の知識を習得できるよう支援します。

② 地域に密着した人権教育・啓発を担う人材の育成

人権教育・啓発の推進には、日頃から市民一人ひとりが人権問題を自らの問題として捉え、その正しい知識を得るため継続的に学習していくことが重要であります。そのため、人権教育・啓発の推進者となる、地域に密着した人材の育成が求められます。

地域をはじめ、市民活動や教育現場、企業等のあらゆる場において、人権教育・啓発を担う人材を育成し、市民生活に密着した指導者としてその資質の向上に努めます。

また、人権擁護委員、人権委員や民生委員児童委員など地域に密着して相談活動を行う人材は、高齢化が進むとともに、担い手不足が深刻化している状況です。地域で人権啓発にかかわる担い手の発掘や育成についても市民に理解と協力を求め、人材の確保に努めます。

2 相談・支援・救済の推進

本市では、人権に関する相談に対応するために、人権擁護委員による人権相談のほか、国の機関や公益財団法人和歌山県人権啓発センターなどと連携しながら、さまざまな人権相談に応じる窓口を設置しています。女性や子ども、高齢者や障害のある人等の個別相談については、各担当課で相談窓口を設けています。しかし、複雑、多様化する人権課題に対しては、総合的な対応が求められ、対応する職員の人権感覚の研鑽と専門的知識の向上が必要となっています。

また、効果的な人権相談・支援策を講じていくためには、個別の相談内容に応じて、適切な部署・機関との連携を図ることが必要であり、国、県等の相談・保護機関との具体的な支援体制やNPO等の市民団体との連携・協力も必要であるとし、令和6年(2024年)「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」を全部改正して、不当な差別をなくすために相談支援体制の充実を明記しました。市民の人権を擁護する使命を担い、人権を侵害される行為やそのおそれがある人に対して、相談を受ける中で主体的な解決のための助言や行動を行うなど、人権を守るために国、県などの関係機関との密接な連携を図りながら、相談・支援・救済をはじめとする人権擁護体制の充実に向けた施策を展開します。

(1) 相談・支援・救済体制の充実・強化

① 人権相談・支援体制の充実

人権相談において、的確な助言や指導ができるように、相談員等の資質の向上や各種相談に関する情報提供の充実を図るとともに、人権侵害を受けた被害者が安心して相談できるようプライバシーに配慮した相談支援に努めます。また、複雑化、多様化する人権相談に対応するため、国や県、関係機関等との連携・協力を努めます。

② 救済体制の整備

人権侵害に対する被害者の救済については、各課相談窓口において、緊急を要する避難や保護を必要とする女性や子ども、高齢者、障害のある人など、国や県（和歌山県子ども・女性・障害者相談センターなど）、NPOや和歌山弁護士会等の民間支援団体などと密接な連携の強化を図り、協力体制を構築します。

これまでも差別事件が発生した場合は、紀の川市人権問題処理委員会で、その問題の解決や処理を迅速に実施してきましたが、今後はさらに庁内体制を整備し、救済体制の充実を図ります。

しかしながら、従来の救済体制だけでは、複雑化、多様化する人権問題について迅速・柔軟な対応を行うことや、差別や虐待などの人権侵害を受けた被害者を真に救済することは困難です。

人権侵害から被害者を救済するための実効性のある人権救済制度を確立するよう県と連携し、国に対し様々な機会をとらえて働きかけを行っていきます。

③ 人権侵害の予防に向けた取り組みの推進

自らの人権を守ることが困難な状況にある市民については、相談窓口から個別の施策や人権救済のための機関へつなぐなど、内容に応じて積極的かつ柔軟な対応を図ることで、市民の人権や権利を脅かすような事象が発生しないよう予防に向けた取り組みを推進します。

また、市が実施する調査を活用し、人権に関する市民意識を把握するなど、関係部署と連携しながら問題把握に努めます。

(2) 擁護・保護機能の充実

① 権利擁護システムとの連携

高齢者や障害のある人など、人権上配慮が必要な人が守られ、安心して地域生活が出来るように、高齢者虐待防止ネットワークの活用や成年後見制度など権利擁護事業の普及と充実を図るとともに、市民が簡易に安心して相談や救済の申し立てができるよう、人権擁護機関との連携を図り、権利擁護を推進します。

② 被害者の保護機能の充実

虐待やDV、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントなどの被害者が安心して暮すことができるよう、継続した相談支援に努めるとともに、必要に応じて、被害者保護の支援措置の実施や施設への入所支援を行います。

【参考】相談窓口一覧

分野	担当窓口	相談内容
暮らし	市民課	弁護士相談 行政相談
	社会福祉協議会	心配ごと相談
女性の人権	県ジェンダー平等推進センター	
	県DV相談支援センター	
こどもの人権	児童家庭支援センター	
	青少年センター	
生活困窮者・ ひきこもりの人の 人権	商工労働課	消費者問題相談
	岩出保健所	ひきこもりの相談
障害のある人の 人権	和歌山県障害児者サポートセンター	
	岩出紀の川障害者就業・生活支援センター フロンティア	障害者の就職相談
	岩出保健所（難病に関する相談）	
	和歌山県発達障害者支援センターポラリス	
高齢者の人権	地域包括支援センター「愛の手」	介護保険サービス利用相談
働く人の人権	商工労働課	巡回職業相談
	岩出保健所	こころの健康相談
	伊都・那賀地域産業保健センター	労働者の健康相談
人権相談	和歌山地方法務局	
人権全般	人権施策推進課	

第4章 分野別人権施策の推進

1 同和問題

【現状と課題】

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、市民的権利と自由が奪われてきた著しく不合理な人権侵害の問題をいいます。

さらに、この差別は、被差別身分を世襲させ、職業、居住地、交際、結婚などの面が規制されることにより、固定的・永続的に現在まで残されてきたものです。

昭和40年(1965年)の「同和対策審議会答申」では「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法に保障された基本的人権に関わる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とし、その答申を受けて昭和44年(1969年)に「同和対策事業特別措置法」が施行され、33年間の事業の実施により、法律の目的が概ね達成したとの見解から平成14年(2002年)3月をもって「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は失効しましたが、本市においても差別解消に向け、さまざまな施策の推進により、明るい展望が開けるまで進展してきました。

一方で、同和問題(部落差別)をめぐるっては、土地への忌避意識、匿名性と拡散性を利用したインターネット上での差別書き込み等の事案も依然として起こっています。このような背景から、平成27年(2015年)には、「人権課題解決に向けた和歌山県集会」が東京で開催されました。それを契機に平成28年(2016年)には、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを目指した「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。この法律では「現在もなお部落差別が存在する」との認識が明確に示され、「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要である」と規定されています。

また、和歌山県では令和2年(2020年)3月に「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。これらを踏まえ、本市においても同和問題の解決に向けて、国や県と連携した取り組みを進める必要があります。

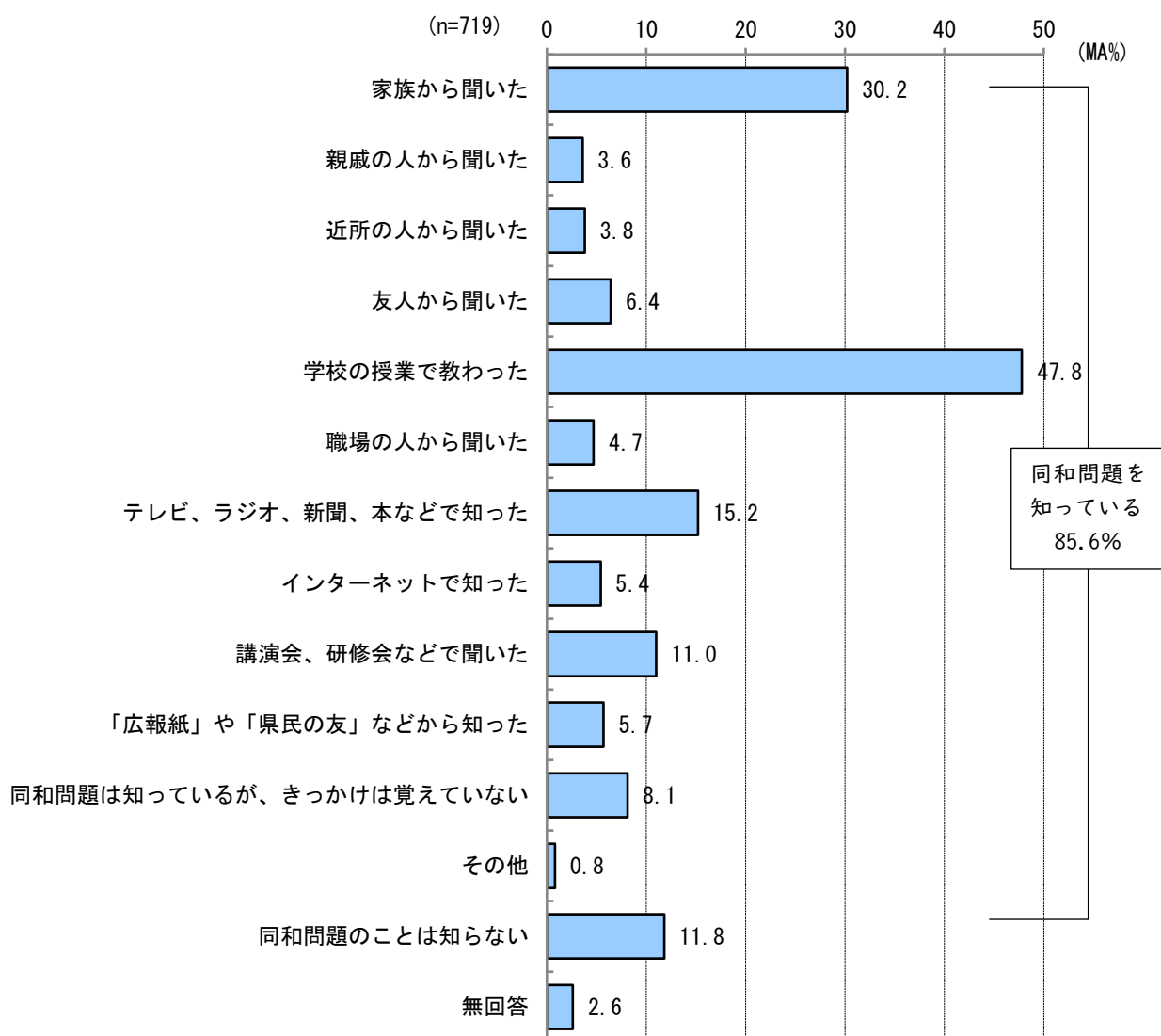
市民意識調査の結果では、調査を実施するごとに「同和問題のことは知らない」の割合は上昇しています。今回の調査で全体割合として「同和問題のことは知らない」は11.8%ですが、10～20歳代では40%前後と若い年代ほど高くなっています(図表8)。

同和問題に関する事柄で、問題だと思うことは、「結婚の時に周囲の人が反対をする」(46.3%)であり、同和地区出身者に対し結婚差別などが依然存在していると考えている市民は少なくありません(図表9)。調査結果から、こどもの結婚相手が同和地区の人だとわかったときの対応をみると、「出身地など関係ないから結婚に賛成する」と明確に賛成の立場をとる市民の割合は40.8%であるのに対し、結婚に多少抵抗があったり親として反対の気持ちを持つ市民は33.1%となっています。また、「同和地区であっても避けようとは思わない」が23.8%となっているものの、結婚差別や同和地区への忌避意識を持つ市民も少なからず存在します(図表10、11)。

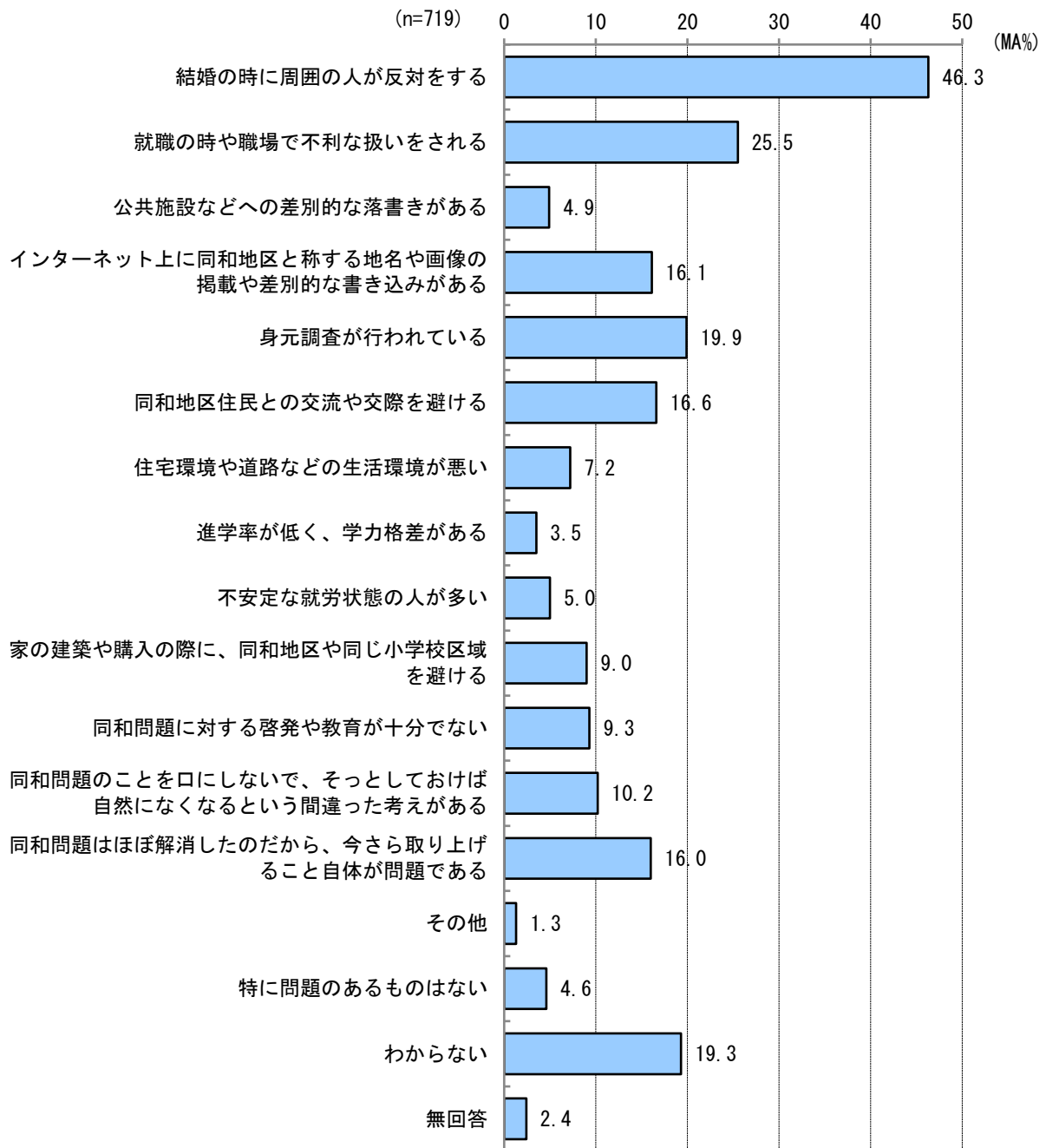
また、「同和問題はほぼ解消したのだから、今さら取り上げること自体が問題である」(16.0%)という“寝た子を起こすな論”の割合は減少してきているものの、今回の調査結果では、市民の約10人に1人がこの意見を選択しています。

同和問題に対する基本的理解と認識は深まりつつあり、実態的な差別は少なくなったものの、私たちの周りには予断や偏見から生じる心理的差別や同和地区あるいは同和地区出身者に対するマイナスイメージが依然として根深く存在しています。結婚や就職時における差別意識や、偏見や忌避意識などから不動産取引等に関わって、同和地区の所在を調査したり、行政へ問い合わせるなどの土地差別事件、差別メールやインターネット上での差別的な表現や書き込み、企業等に対して不当な要求を行い同和問題の解決を妨げている「えせ同和行為」など、未だ問題の解決に至っていないのが現状です。多様化する人権問題の中で、同和問題はわが国固有の人権問題であり、さまざまな人権施策を推進する出発点となっています。同和問題が風化しないよう今後も継続的な啓発が重要であり、こどもから大人まで、あらゆる世代に対して同和問題を通じた人権教育・啓発を、より一層、推進していくことが求められています。

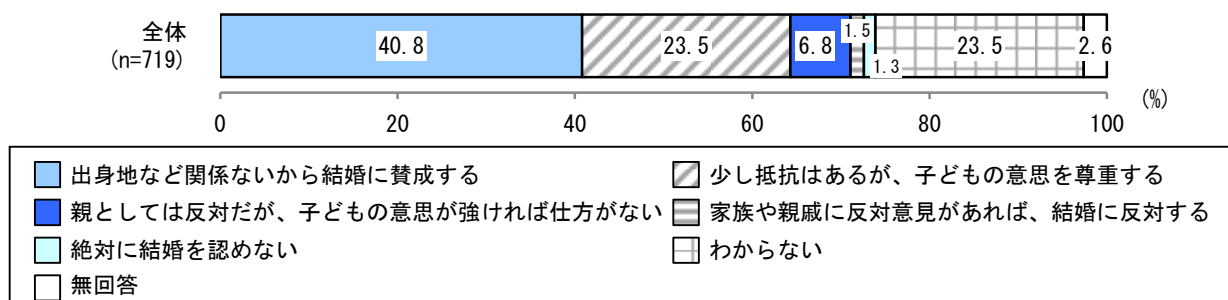
図表8 同和問題を知ったきっかけ



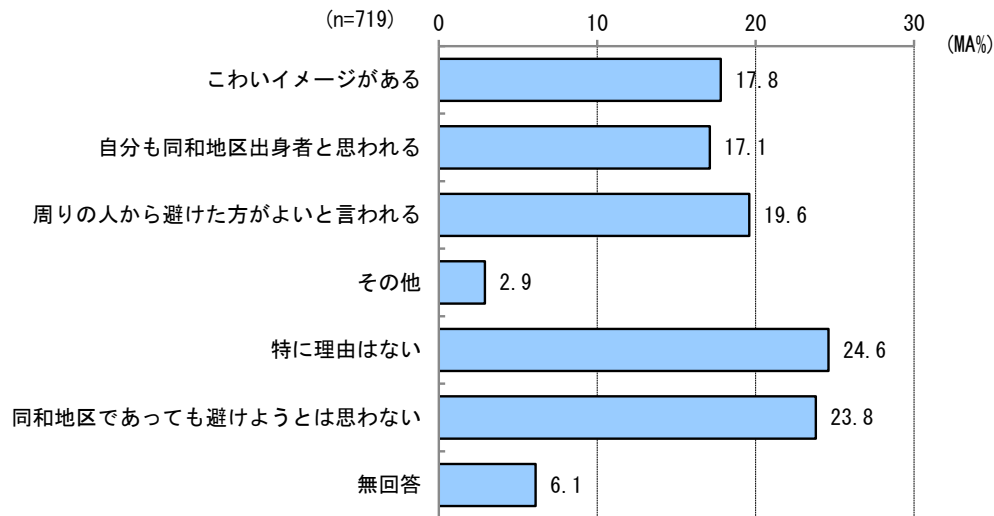
図表9 同和問題に関する事柄で、問題だと思うこと



図表10 こどもの結婚相手が同和地区の人だとわかったときの対応



図表11 家の建築や購入の際に、同和地区を避ける理由



【基本方針】

同和問題は、元来何の違もない、同じ人間を偏見や差別意識により、不合理な形で、基本的人権及び自由が侵害され続けてきた人権問題です。今後も重要な人権課題として位置づけ、これまで取り組まれてきた同和教育や啓発活動を人権教育・啓発の視点で発展的に再構築していきます。

特に、残された課題が心理的な要因によるところが大きいことに鑑み、家庭・学校・地域・職場など地域社会が一体となって、不合理な同和問題に対する認識を深めるとともに、差別を許さない、残さないという社会意識の構築が最も重要と考えます。また、一人ひとりが同和問題に対する理解を深め、「差別の意識を次の世代へと残さない」ことを意識できるよう啓発に取り組む必要があります。

今後も一層、人権教育・啓発に取り組み、差別意識の解消を目指すとともに、インターネット上の人権侵害の防止に努めます。

【施策の基本的な方向性】

- ① 家庭教育・学校教育・社会教育を通じて、同和問題に対する正しい理解と解決に向けた人権教育・啓発活動を推進します。
- ② これまで実施してきた「同和運動推進月間」など啓発活動を継続するとともに、講演会や研修会の開催など、日常から広く人権への問題意識を喚起していく人権啓発を推進します。
- ③ 生活の基盤となる就労について、企業等の訪問を実施し、公正な採用選考を確保するよう支援します。
- ④ 職場の人権教育・啓発の推進を図るため、講習会や研修会などの支援を行います。
- ⑤ 隣保館事業において、福祉の向上や人権啓発のための各種教室の支援を行います。
- ⑥ 人権侵害に対する相談・支援体制の一層の充実に努めます。
- ⑦ 県・法務局と連携してインターネット上のモニタリングを実施し、差別書き込み等の発見に努め、市・県・法務局が一体となって、プロバイダ等への削除要請等に対応し、被害の拡大防止に向けて迅速に取り組みます。

2 女性の人権

【現状と課題】

わが国での女性の人権は、昭和60年(1985年)「女子差別撤廃条約」の批准によって、昭和61年(1986年)「男女雇用機会均等法」や平成11年(1999年)「男女共同参画社会基本法」の施行など法整備が進められるとともに、女性の社会への参画を拡大する「男女共同参画基本計画」が策定され、計画に基づいた取り組みが進められています。平成27年(2015年)には、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現に向けて、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が施行されました。

しかし、世界経済フォーラム(WEF)が世界の男女格差の状況をまとめた「ジェンダーギャップレポート2025」では、調査対象148か国のうち、日本の男女平等の達成度に関する順位は前年と同じく118位で、主要7か国(G7)の中では最下位に位置し、アジアにおいても、依然として男女平等の面で後れをとっている状況です。

女性は、就業の中断や非正規雇用の割合が高いことから、男女間の賃金格差が生じています。また、男女の社会的地位や経済力の格差に加え、女性軽視の風潮がまだあることから、社会全体での対応が必要となっています。

実社会における男性優位の意識や、男女間の経済力の格差などの社会構造の問題と育児や介護を女性が負担するなどの性別による固定的役割分担意識の解消を図り、男女ともに互いの人権を尊重し、社会での対等な構成員として、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる公平な社会を実現する必要があります。

一方、DVやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪など男女間の精神的、身体的暴力行為による人権侵害についても、依然として重大な社会的問題となっており、国では、平成12年(2000年)に「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」が、平成13年(2001年)に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が施行されました。

また、昨今の女性をめぐる問題は、生活困窮をはじめ、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化・多様化・複合化し、コロナ禍によりこうした問題が顕在化しました。「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性への支援強化が喫緊の課題となっています。

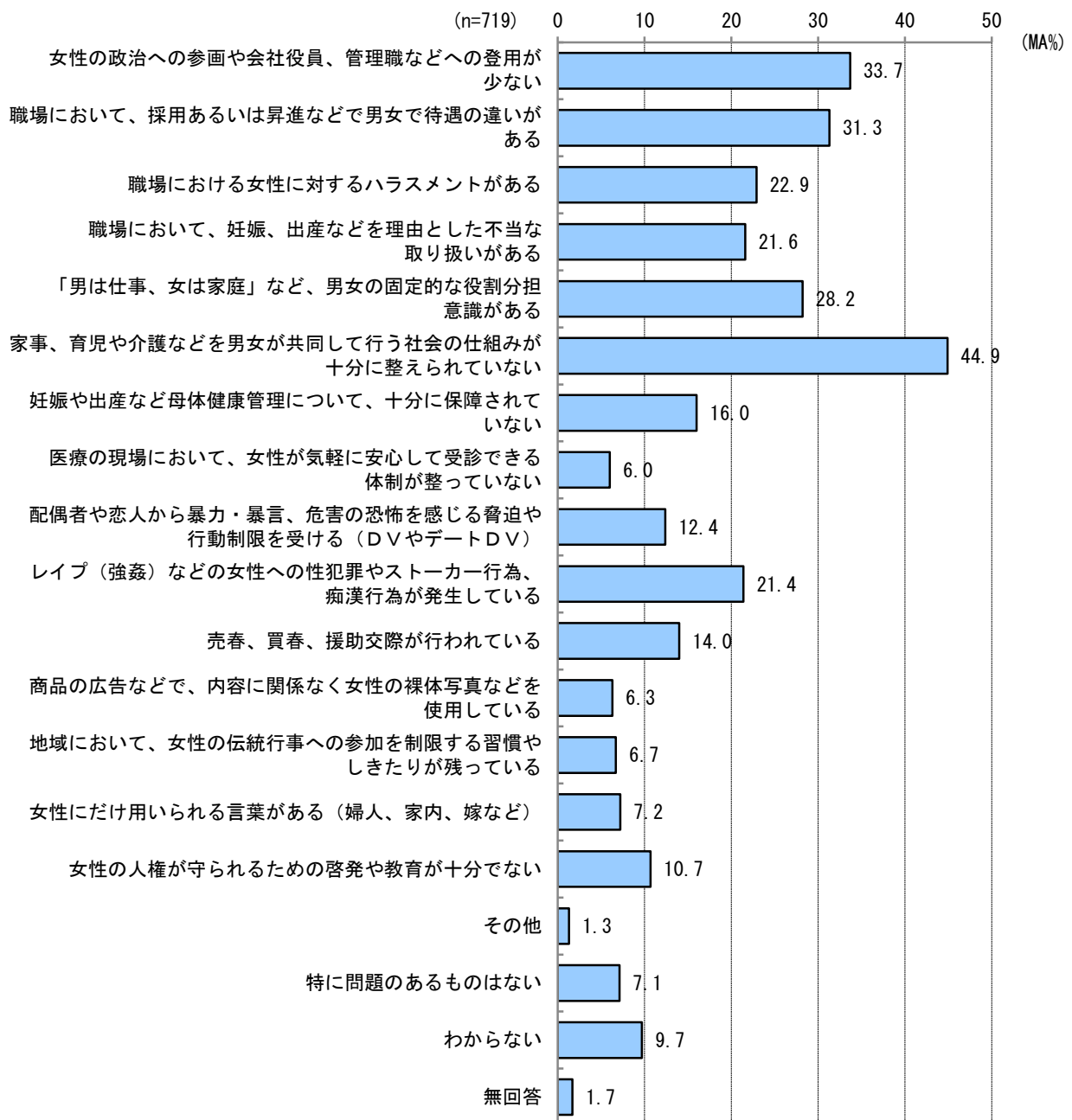
国では、令和4年(2022年)6月に、AV出演被害の防止を図り、被害者の救済に資するため「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」が施行されました。また、令和6年(2024年)4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、女性本人の立場に寄り添って相談に応じ、さまざまな機関と連携・協力して、一人ひとりのニーズに応じた包括的な支援を実施することとしています。

本市では、平成30年(2018年)に「第二次紀の川市男女共同参画推進プラン」を策定し、令和5年(2023年)に、プランの中間見直しを行い、性別に関わりなく、男女がその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け取り組みを継続的に進めています。

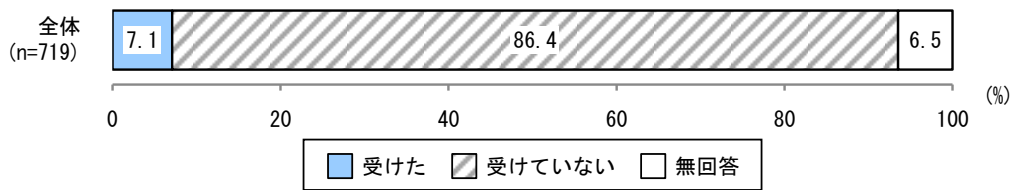
市民意識調査の結果では、「家事、育児や介護などを男女が共同で行う社会の仕組みが十分整えられていない」ことが女性に関する問題と考える市民が多く（44.9%）、雇用・就労に関しての平等に向けた取り組みを充実させるとともに、こどもから大人まで全ての世代に対する男女平等についての教育を図っていくことが求められています。（図表12）

また、過去にDVやデートDVを受けた経験がある割合は、全体で7.1%、性別では男性3.4%に対し女性9.3%と女性で高く、心理的暴力を受けた割合が最も高くなっています（図表13）。

図表12 女性に関する事柄で、問題だと思うこと



図表13 DVやデートDVの被害を受けたことがあるか



【基本方針】

「第二次紀の川市男女共同参画推進プラン」のもと、男女共同参画や人権の啓発などを進めるとともに、職場や家庭、地域における男女共同参画、政策方針決定過程への女性の参画の取り組みを推進します。

また、男女がともに人権を尊重して歩んでいける社会を実現していくため、女性が自己の能力を伸ばし、発揮できる機会を平等に得られるよう取り組みます。

女性に対する精神的、身体的暴力行為は、表面に出にくい問題であるため、地域全体で根絶に向けた取り組みと気軽に相談できる体制の充実を目指します。また、人権侵害の事象が発生した場合の迅速な擁護など支援体制を強化します。

【施策の基本的な方向性】

- ① あらゆる世代の男女が社会の一員として、さまざまな分野で個性と能力を発揮できるよう、地域活動における男女共同参画の推進を図るとともに、政策・方針決定の場における女性の参画を拡大し、男女のバランスがとれた参画を促進します。
- ② 男女がともに職場・家庭において、性別に関わりなく能力を発揮できる環境づくりに取り組むとともに、ワーク・ライフ・バランスを実現できる環境づくりに取り組みます。
- ③ 本市の主要な産業である農業において家族経営協定などの取り組みを進めるほか、企業に対する男女共同参画についての啓発、女性の再就職や起業への支援を通じて、就労の場における女性の地位向上を図ります。
- ④ DVやデートDV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪などの精神的、身体的暴力行為による人権侵害の防止に向けて、意識啓発の推進に取り組むとともに、相談支援体制の充実を図ります。また、暴力等による人権侵害が発生した場合は、庁内の各担当課や関係機関・団体と連携し、被害者保護のため迅速に対応します。
- ⑤ 男女が互いの性について理解を深め、妊娠や出産をはじめ、性と生殖に関する適切な情報の提供や学習機会の充実を図ります。
- ⑥ 固定的役割分担意識の解消に向けた啓発活動の推進を図ります。また、こどもから大人まで、あらゆる世代に対し、さまざまな媒体・機会を用いて男女共同参画に関する意識啓発や学習機会の提供に取り組めます。

3 障害のある人の人権

【現状と課題】

国は、「国連障害者の10年」などの取り組みを受け、平成5年(1993年)に「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改め、『障害のある人も地域の中で普通の暮らしができる社会』を理念とし、平成16年(2004年)「精神保健医療福祉改革ビジョン」で障害者の自立と社会参加の支援を進めるよう、障害を理由とする差別等を禁止しました。

平成17年(2005年)には「発達障害者支援法」が施行され、自閉症スペクトラム障害(ASD)や限局性学習症(SLD)、注意欠如多動症(ADHD)など発達障害の早期発見とともに、成人期までの支援を国や自治体の責務としました。

近年、これらの個別の法律に基づいて、身体障害・知的障害・精神障害に関する福祉サービスや公費負担医療の提供を行ってきましたが、平成18年(2006年)に障害種別に関わりなく一元的に共通のサービスを提供することを目的とした「障害者自立支援法」が施行されました。平成25年(2013年)には、障害のある人の地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行されました。

また、平成19年(2007年)9月に「障害者権利条約」に署名し、障害のある人の権利や尊厳を尊重するため、平成23年(2011年)の「障害者基本法」の改正や同年の「障害者虐待防止法」の制定、平成25年(2013年)の「障害者差別解消法」の成立など国内における法制度の整備等を進め、平成26年(2014年)1月に同条約に批准しました。

同条約は、障害のある人となない人が同じように生活するために必要とされる「合理的配慮」を行わないことは「障害を理由とする差別」にあたりとし、締約国が、障害を理由とするいかなる差別もなしに、全ての障害のある人のあらゆる人権及び基本的自由の享有を確保し、障害のある人の権利の実現のための措置などを定められ、平成28年(2016年)4月から「障害者差別解消法」が施行されました。令和3年(2021年)には、障害者差別解消法が改正され、令和6年(2024年)4月から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されています。

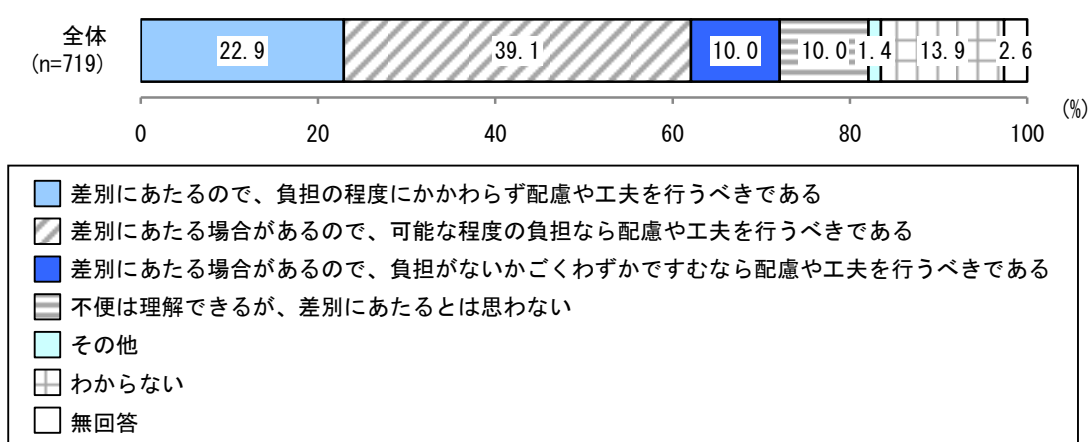
市民意識調査の結果では、「障害を理由とする差別」を解消するためにさまざまな配慮や工夫(合理的配慮)には経済的負担が必要になることについて、「可能な程度の負担なら配慮や工夫を行うべきである」という意見が39.1%を占め、この意見を含む経済的な負担の大小にかかわらず配慮や工夫を行うべきという意見は7割にのぼります(図表14)。

本市では、障害のある人が自立した地域生活と社会活動への参加を図るため、合併前の旧5町それぞれにおいて「障害者基本計画」を策定し、各施策を推進してきました。その後、平成18年度(2006年度)に障害者基本法に基づく「障害者基本計画」と障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」を策定しました。平成29年(2017年)には「第2次紀の川市障害者基本計画」を策定し、障害のある人が自立し、地域とともに暮らせる社会の実現を目指しています。また、障害者総合支援法に基づき、「障害福祉計画・障害児福祉計画」を7期にわたり推進し、障害福祉サービス等の確保やその提供体制づくりを図っています。

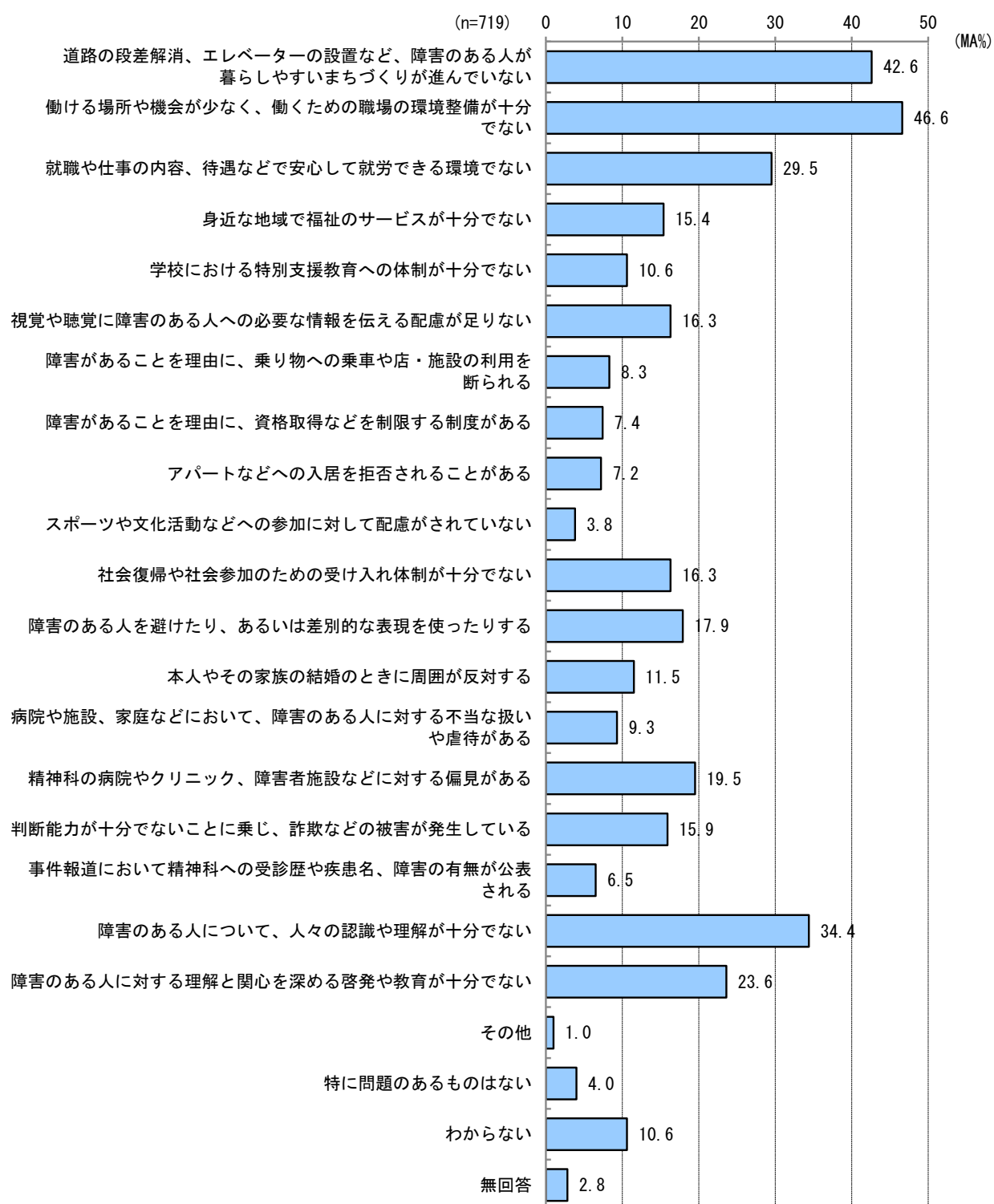
障害のある人が地域で安心して自分らしい暮らし方ができるよう、障害のある人への理解と認識を深めるための教育・啓発活動の更なる充実を図る必要があります。また、本人だけではなく、家族が中傷や差別を受けることもあることから、障害のある人の家族への理解醸成や相談支援も重要となります。

そして、市民意識調査の結果では、「働ける場所や機会が少なく、働くための職場の環境整備が十分でない」（46.6％）と考える市民が多いことから、雇用の充実や職場の環境整備、バリアフリー化の進んだまちづくりを推進し、障害のある人が社会のあらゆる活動に参加できるような環境をつくる必要があります（図表15）。

図表14 合理的配慮への経済的負担に対する考え



図表15 障害のある人に関する事柄で、問題だと思うこと



【基本方針】

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人もない人もお互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら地域社会の一員としてともに生活できる社会の実現に向けて、障害のある人の人権を守り、市民がともに支えあう施策を推進します。

そのために、地域や日常生活における「物理的なバリアフリー化」とともに障害のある人やその家族に対する差別や偏見などをなくす「心のバリアフリー化」を進めます。

また、障害のある人の社会参加と自立を図るために、在宅サービスや保健・医療体制の充実、権利擁護の推進、教育の充実、雇用・就労対策を推進します。

【施策の基本的な方向性】

- ① 障害のある人の自立と社会参加をより一層推進し、「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するために、正しい理解と認識を促進し、講演会等のさまざまな行事や「広報紀の川」等を通じて啓発・広報活動を推進します。
- ② 地域や学校などにおいて、障害のある人とない人の交流機会の拡大に努め、相互理解が深まるような取り組みや教育・啓発活動を進めます。
- ③ 障害のある幼児・児童生徒の個性・能力が十分に発揮でき、将来、社会的・職業的に自立した生活を営むことができるよう、一人ひとりのニーズを的確に把握し、特別支援教育の更なる充実を図ります。
- ④ 障害のある人が自立し、自己選択によってさまざまな生き方を選んでいくことができる社会の実現に向けて、障害のある人が生活の場やサービスを選択できるようにするため、相談窓口や支援の充実を図ります。
- ⑤ 障害のある人の社会参加や自立、及び自己実現を図るため、障害のある人の雇用就労対策の推進を図ります。
- ⑥ 障害のある人が住み慣れた地域の中で、健康的で文化的な生活を送ることができるよう、生活空間全体でのバリアフリー化の促進、保健・医療・福祉サービス体制の充実、相談体制・情報提供体制の充実を図ります。
- ⑦ 障害のある人やその家族が、悩みの相談や情報交換、交流を図ることができるよう障害者関係団体などの活動支援を行います。
- ⑧ 障害のある人の権利擁護を推進するため、成年後見制度の普及や県の関係機関との連携強化を促します。
- ⑨ 災害時における避難所等について、福祉避難所となっている市指定避難所、協定を結んでいる福祉避難所は合わせて市内に25施設あり、そのうち17施設は障害特性に配慮した福祉避難所となっています。有事の際は関係各課と連携し、一次避難所からの要援護者の保護に努めます。

4 こどもの人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【現状と課題】

わが国では、昭和23年(1948年)に「児童福祉法」が施行され、昭和26年(1951年)に「児童憲章」を制定し、こどもの人権尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進に関する各種施策を進めてきました。

平成6年(1994年)「子どもの権利条約」の批准により、こどもを人権主体として尊重し、こどもも同じ独立した人格をもつ権利の主体としてとらえ、こどもの人権を保障しています。

また、児童買春や児童ポルノ、薬物乱用など、こどもの健康や福祉を害する犯罪が発生するとともに、こどもへの虐待やいじめ等が社会問題になっている状況から、平成11年(1999年)に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を、平成12年(2000年)に「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」が施行されました。さらに、平成25年(2013年)には、人権侵害につながるおそれのある「いじめ問題」を防止するための「いじめ防止対策推進法」を施行するなど、こどもの人権擁護に努めています。

こうした中、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的に平成15年(2003年)「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。また、平成27年(2015年)に、こどもの最善の利益が実現される社会を目指すことを目的とした「子ども・子育て支援法」が施行され、幼児教育・保育、地域のこども・子育て支援を総合的に推進しています。また、令和7年(2025年)に、全てのこどもを平等に支援するため児童福祉業務と母子保健業務の機能を一体化した「紀の川市こども家庭センター」を設置しました。

しかし、こどもを取り巻く環境は厳しく、学校におけるいじめの問題、児童虐待などの人権侵害やこどもの貧困問題など深刻な状況が続いています。本市の令和6年度の児童虐待相談は178件となり、年々増加傾向となっています。その背景として、少子化や核家族化の進行、ひとり親世帯の増加など家族形態の多様化、インターネットやスマートフォンの普及によるSNS等の利用者の増加など、こどもや子育て家庭の環境が大きく変化し、家庭や学校、地域における子育てに関する機能が低下していることがあげられます。また、市民意識調査の結果では「インターネットや携帯電話などを利用した、いじめの問題がある」(61.9%)ことも問題として懸念されています。(図表16)

インターネットやスマートフォンの普及に伴い、SNSを通じた犯罪被害などが深刻化している状況を踏まえ、平成30年(2018年)には「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(青少年インターネット環境整備法)が改正施行されました。

深刻化する児童虐待の問題に対しては、令和元年(2019年)に「児童福祉法」及び「児童虐待の防止等に関する法律」等が改正されました。親がしつけに際して体罰を加えることは禁止され、体罰によらない子育てを推進するため、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体に啓発していくための取り組みが進められています。

また、令和元年(2019年)には子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正施行されました。令和5年(2023年)4月には、

こどもの権利を保障する総合的な法律である「こども基本法」が施行され、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することとし、こども施策の基本理念のほか、「こども大綱」の策定やこどもの意見の反映などについて定められました。その後、令和6年(2024年)6月には、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正(改称)され、こどもの貧困の解消をはじめ、教育の機会均等、次世代への貧困の連鎖の防止等を図ることとされています。

本市では、平成18年(2006年)に「紀の川市次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て家庭を地域全体で支援し、次世代を担うこどもが心身ともに健やかに育つ環境整備を平成26年(2014年)まで、総合的・計画的に推進を図ってきました。平成27年(2015年)には、次世代育成支援行動計画を継承した「紀の川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年(2020年)には第2期計画として改定、令和7年(2025年)3月には、「第3期紀の川市子ども・子育て支援事業計画」として、こども・子育て支援施策やこどもの貧困対策に関する考え方、取り組みを示す計画として改定しています。

家庭・学校・地域社会における協力体制を充実し、相互に連携しながら社会全体での子育て力を高め、こどもの人権を守っていく必要があります。なお、児童虐待については、貧困やDVなどとの関連もみられることから、関連する分野と連携し、包括的な体制で取り組みを進めることが重要となります。

また、保護者や教育関係者等を通して、児童虐待の早期発見・早期解決に取り組む必要があります。

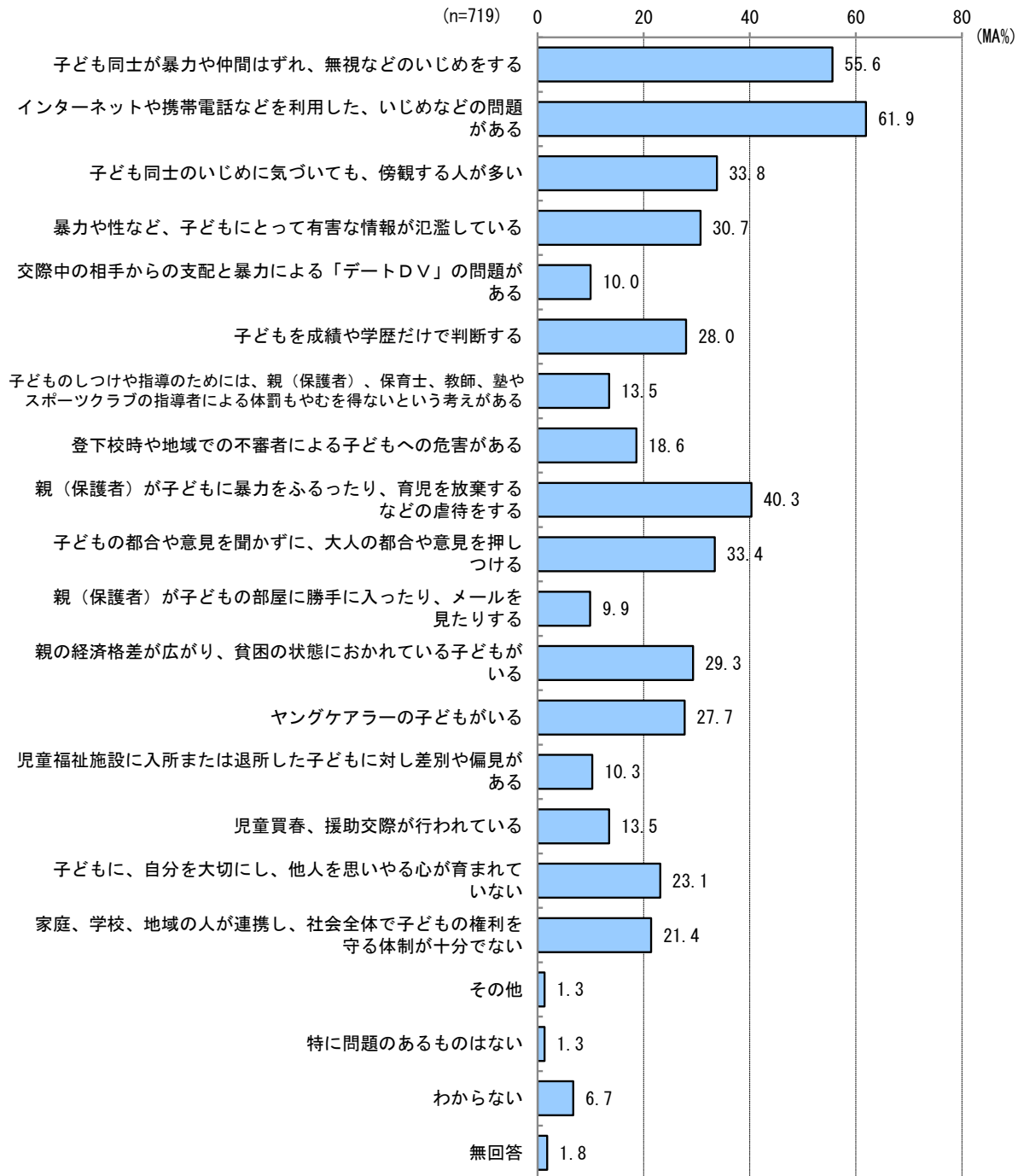
【基本方針】

「紀の川市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念である「みんなが元気、みんなが笑顔、地域で支える子育て支援」を実現していくため、市民や地域、関係団体、事業所、関係機関等と市が連携しながら、子育てを通じて、家庭・地域がともに成長し、こどもの夢や未来を応援する施策を推進します。

こどもや子育て家庭への見守り支援を充実し、子育てしやすい環境を形成することで人権侵害の防止を図るとともに、支援が必要な問題が生じた場合には、速やかに連絡と救済ができるよう整備し、継続した見守り体制の充実を図ります。

いじめ問題への取り組みとして、家庭・学校・地域及び関係機関と連携し、いじめからこどもたちを守るとともに、早期に相談できる体制の充実や学校におけるいじめをなくす取り組みを、地域ぐるみで支援する体制の強化を推進します。

図表16 こどもに関する事柄で、問題だと思うこと



【施策の基本的な方向性】

① 子育てしやすい環境づくりの推進

ア 乳幼児期は、人間形成において信頼や愛情などを培っていくうえで、大切な時期となります。そのため、保護者・家族・地域が一体となって地域ぐるみで子育てを行う意識づくり、体制づくりを進め、世代を超えたふれあいや体験学習・活動を推進します。

イ 子育て世代が集う場や地域における居場所づくり、学童保育の充実など、地域全体の子育てネットワークの形成を推進します。

ウ 生活困窮家庭に対しては、各種費用の一部助成などの経済的な支援を行い、関係各課で情報を共有し、連携しながら支援します。

② 児童虐待の防止と救済・支援の促進

ア 児童虐待は、重大な人権侵害であり、そのようなことがおこらないよう、周産期の段階から母子保健の一貫として支援の充実を図るとともに、育児期においても孤立させないような見守り体制の充実を図ります。

イ 虐待を未然に防止するために、子育て家庭への育児負担の軽減や地域内交流を進めます。

ウ 児童虐待の問題が発生した場合には、庁内関係各課と連携し、速やかに救済できる体制づくりに取り組みます。また、保護者へのカウンセリングができる児童相談所や児童家庭支援センターなどの専門機関との連携や要保護児童対策地域協議会の充実を図ります。

エ 学校における、児童虐待の予防・早期発見・虐待を受けたこどもへの対応について、教職員の研修の充実を図ります。また、家庭や地域、専門機関とのネットワークづくりを強化します。

③ 学校でのいじめの防止や不登校についての相談体制の充実

ア 学校等におけるいじめや不登校について、早期発見に努め、各小・中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員、不登校児童生徒支援員、訪問支援員を配置し、児童生徒及びその保護者の相談や支援を行います。

イ いじめ等の対策については、教育相談員等における専門知識を有する人材の適切な配置、関係専門機関等との十分な連携・協力のもと、いじめ防止と不登校等についての相談体制の充実を図ります。

ウ SNSなどを通じたいじめ等を防ぐため、学校での教育や広報等を通じてSNSの危険性や適切な使用についての啓発活動を行います。

5 高齢者の人権

【現状と課題】

平成12年(2000年)に「介護保険制度」が始まり、在宅サービスを中心にサービス利用が急速に拡大するなど、老後の安心を支える仕組みとして定着してきました。

わが国では、少子化や平均寿命の大幅な伸びを背景にして、急速に高齢化が進み、令和6年(2024年)10月1日現在の高齢化率の全国平均は29.3%、本市においては34.1%と3人に1人以上が高齢者である「超高齢社会」となっています。

しかも、核家族化が進み、高齢者の単独世帯が増加し、地域社会とのつながりも希薄になってきています。また、認知症や身体機能の低下による要介護高齢者の増加に伴い、高齢者への偏見や差別意識が高まるとともに、高齢者の身体的・経済的な虐待や低所得による貧困、高齢者をねらった詐欺事件などが大きな社会問題となっており、経済的な自立と生きがいをもって年を重ねることが難しくなっています。国では、認知症の人が増えている現状を踏まえ、令和5年(2023年)6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせるように、認知症に関する基本的な考え方を定め、国や地方公共団体の責任を明確にし、認知症対策の計画を立てることとされました。

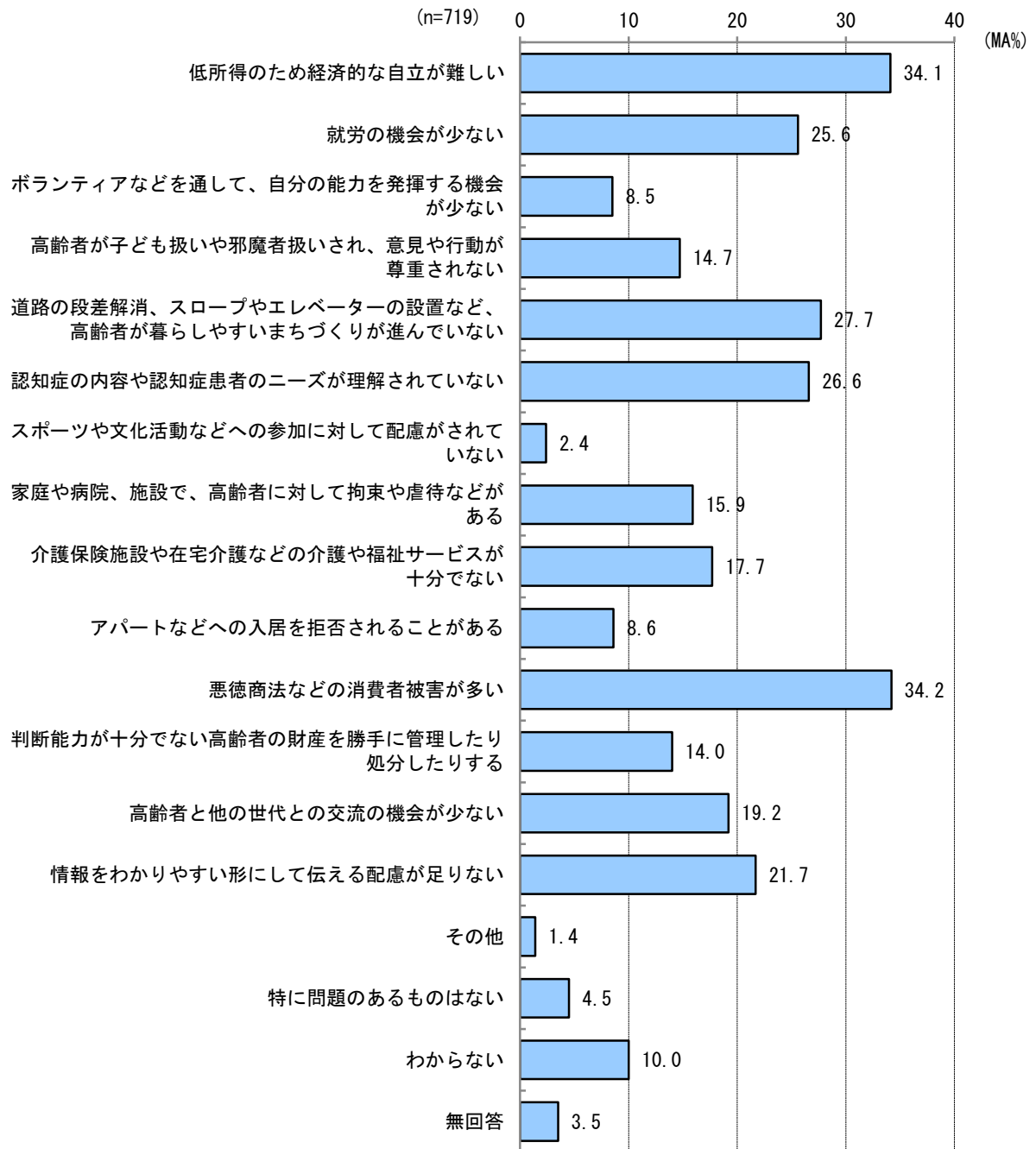
本市では、老人保健法、老人福祉法及び介護保険法の法定計画として、「紀の川市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」を策定し、その後、現在に至るまで9期の改定を経て、高齢者が自立し、生きがいをもって生活していくことができるよう、医療、保健、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化を目指し取り組みを推進しています。

高齢者が退職やこどもの独立、配偶者との死別などでみられる環境の変化や高齢に伴う身体の衰えや認知症等の発病などにより、社会から疎遠になる確立が高くなり、介護サービスや地域の人々との交流がより必要となっています。

また、詐欺被害の防止や経済的な自立、日常生活サービスや生きがいづくりが、より求められています(図表17)。

高齢者が生きがいをもって、これまで培ってきた知識や経験を地域で活かし、社会参加できる環境整備を図るとともに、高齢者が敬われ、人権が尊重される社会づくりが課題となっています。

図表17 高齢者に関する事柄で、問題だと思うこと



【基本方針】

「紀の川市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」の基本理念である「地域で支えあい、理解しあいながら、いつまでも安心して暮らせるまちづくり」を実現していくため、地域包括ケアシステムの推進に向けて取り組めます。

高齢者一人ひとりが、生涯にわたって、住み慣れた地域で自分にあった暮らしの中、心豊かに生きがいをもって地域や周りの人との関わりをもちながら、安心して暮らし続けられる生活が送れるよう支援や取り組みを推進します。

【施策の基本的な方向性】

- ① 超高齢社会を迎え、高齢者も地域社会の一員として役割を担うことが、全ての世代がいきいきと暮らしていける社会を築く基盤となることから、心身の衰えなどによる差別や偏見をなくし、ともに生きる社会の形成に向けて推進します。
- ② 身体機能の低下や認知症など的高齢者が抱えるさまざまな問題を、地域の人々が認識するための啓発活動に取り組むとともに、高齢者が住み慣れた地域で、より長く暮らしていけるように、地域で支えあう環境づくりを進めます。
- ③ 高齢者の単独世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準じる世帯に対し、見守り、安否確認を実施し、高齢者の孤独感の解消、及び安心感の提供並びに孤独死の防止を図ります。
(高齢者見守り事業)
- ④ 高齢者が孤独を感じることなく、交流を促進し、生きる楽しみをつくっていくために、学習からものづくりまでさまざまな生涯学習の機会を創出します。
- ⑤ 高齢者がもつ豊かな知識や経験を活かし、シルバー人材センターの周知・普及に努めるとともに、生涯現役との視点から就労の機会を創出し、コミュニティビジネスやボランティア活動、世代間交流など、地域に根ざした自主的な活動を支援し、いつまでも生きがいを感じられる地域社会づくりを進めます。
- ⑥ こどもの豊かな人格の形成にとって、成長段階における幅広い世代との交流は重要な取り組みのひとつです。就学前のこどもたちと人生経験豊かな高齢者が触れ合い、交流する機会を学校や地域社会において創出していくことで、高齢者を敬い、ひいては多様性を理解し人権が尊重される社会教育を推進します。
- ⑦ 高齢者を狙った犯罪や虐待被害にあった高齢者、認知症の高齢者などの権利擁護のために、相談支援の充実や高齢者虐待防止ネットワークの活用、成年後見制度の普及に努めます。また、支援にあたっては地域包括支援センターや保健所などの関係機関との連携強化に努めます。
- ⑧ 災害時における避難において支援が必要な人（要援護者）の安全を確保するため、申請により「災害時要援護者台帳」に登録し、必要な情報を関係機関と共有し、災害時に迅速かつ、適切に対応できるように進めます。(災害時要援護者対策事業)

6 外国人の人権

【現状と課題】

憲法では、日本国民を対象としているものを除き、わが国に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享受を保障しているところであり、政府は、外国人の平等の権利と機会の保障、他国文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいます。また、平成7年(1995年)に批准した「人種差別撤廃条約」では、人種的相違に基づく優越性のいかなる理論も科学的に誤りであることを明記しています。

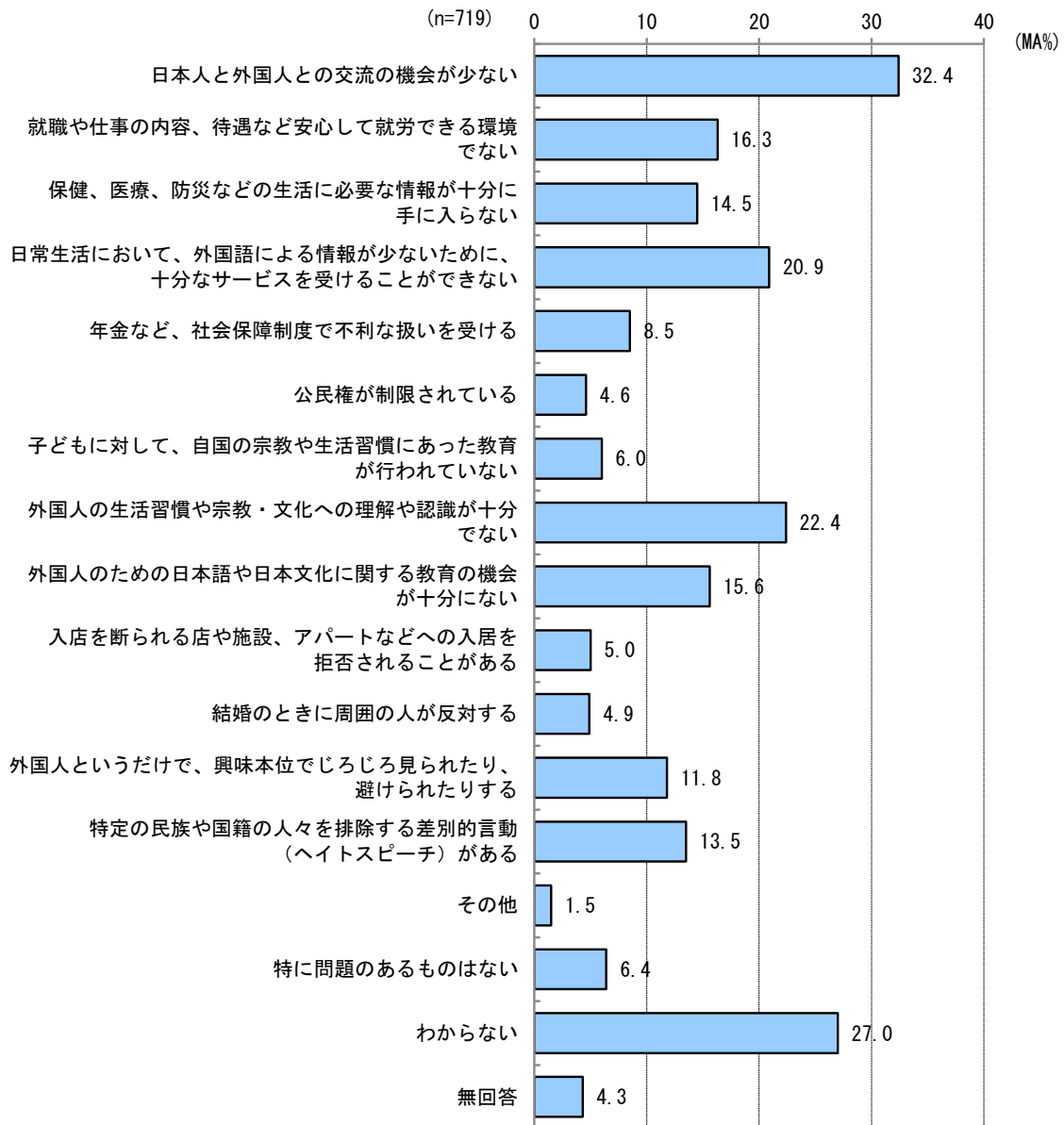
平成28年(2016年)には、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動の解消を目指し、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行されました。そのほか、国においては、中小・小規模事業者をはじめとした労働力不足解消を目的に、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国籍等の人を受け入れていくため、平成31年(2019年)4月に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行されたほか、同年6月には、外国籍等の人の日本語能力の向上を図るための日本語教育の基本理念を定めた「日本語教育の推進に関する法律」が施行されるなど、外国籍等の人との共生社会の実現に向けた法整備が進められています。

県では、平成10年(1998年)に「和歌山県国際交流センター」を設置し、また、平成15年(2003年)に「和歌山県国際化推進指針」を策定し、国際化社会に対応した施策を推進するとともに、外国人に対する偏見や差別を解消するための教育・啓発に取り組んでいます。

特に外国人の文化や慣習に対する理解不足や先入観は、外国人に対して偏見や差別意識を持つことになる可能性もあり、異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重しあう「心のグローバル化」を推進することが重要です。

本市における外国人登録者は、令和6年度末(2024年度末)現在で649人であり、平成24年度末(2012年度末)の211人に比べ10年で約3.1倍と増加しています。国籍(地域)は、ベトナム(203人)が最も多く、インドネシア(80人)、中国とフィリピンが同数(68人)と続きます。本市民に占める外国人の割合は1.1%と少ない状況ですが、外国人に対する人権問題が発生する可能性もあることから、同じ地域に暮らす住民であるとの視点から、偏見や差別意識を解消し、外国人のもつ文化や多様性を受け入れ、交流の機会を持ち、一人ひとりの人権が尊重される共生社会を構築していく必要があります(図表18)。

図表18 外国人に関する事柄で、問題だと思うこと



【基本方針】

国籍や民族に関わらず、外国人も地域に暮らす市民のひとりとして、偏見や差別のない地域社会を築いていくためには、一人ひとりが、外国人のもつ文化や宗教、生活習慣などの違いを理解し、これを尊重することが大切です。

そのためには、市民に諸外国の歴史や文化、生活習慣などについての紹介や外国人とふれあう機会を積極的に提供することなどを通して、在住する外国人がいきいきと暮らすことができる共生社会づくりを目指します。

【施策の基本的な方向性】

文化や慣習、価値観の違いなどから生じる外国人に対する偏見や差別をなくすために、教育・学習や地域交流などさまざまな機会を創出し、相互理解を深め、人権意識の高揚に努めます。

7 HIV（エイズウイルス）感染者やかつてハンセン病を患った人、難病などの患者の人権・・・

【現状と課題】

さまざまな感染症や難病等の病気を抱え暮らしている方に対して、不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識の結果、患者や家族に対するさまざまな偏見や差別問題が生じています。

国では、平成13年(2001年)6月に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」と、平成21年(2009年)4月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」がそれぞれ施行されました。

また、令和元年(2019年)6月には、ハンセン病の元患者の家族が、隔離政策により、偏見や差別の対象とされ、元患者との家族関係の形成を阻害されたとして提訴した「熊本ハンセン病家族訴訟」に対し、熊本地裁で国の賠償責任を認めた判決が下され、これを契機として同年11月には「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」等が施行されました。

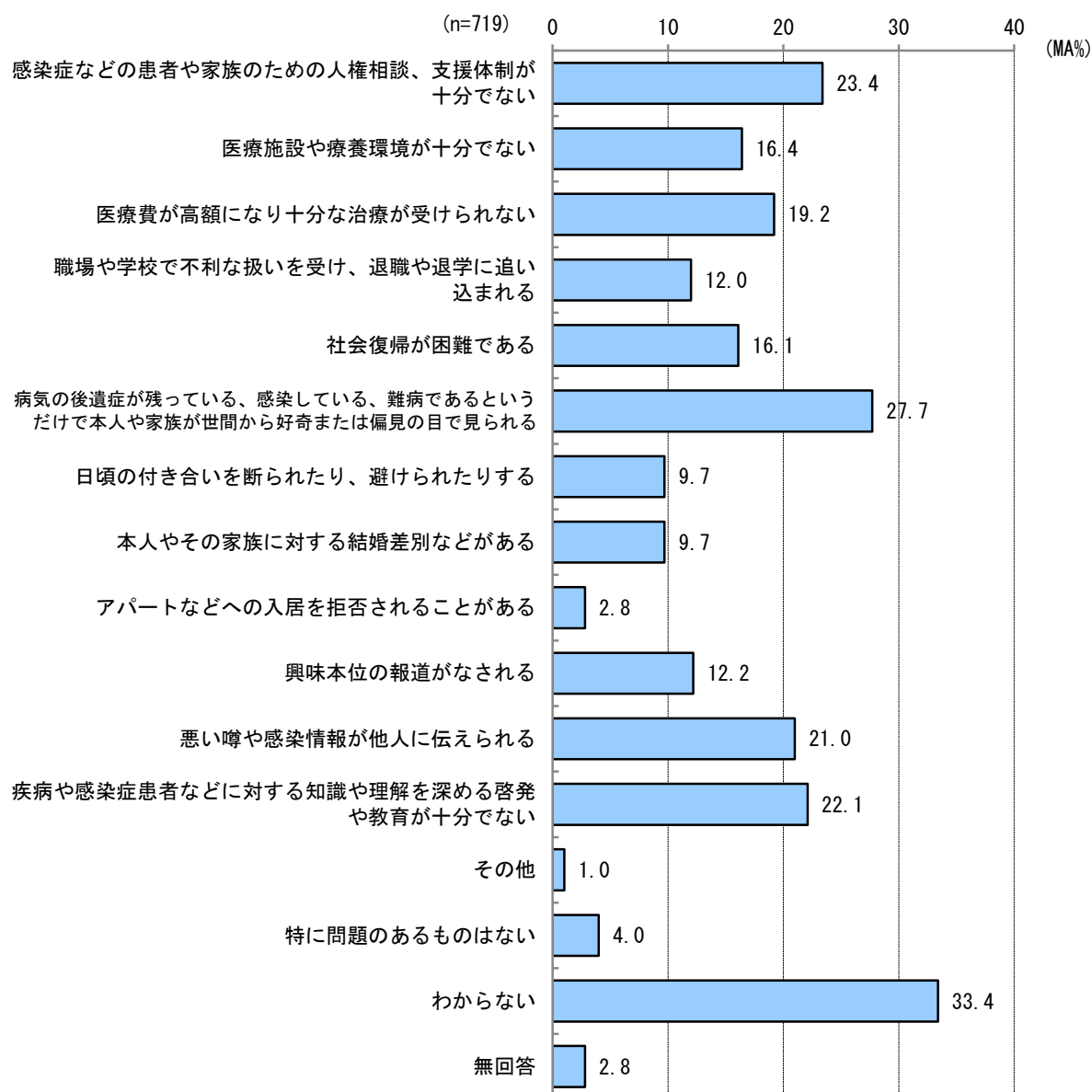
HIV感染者については、性行為等を通じて感染するものが大部分を占め、感染者の低年齢化が進行していることから、正しい知識や予防法を知ることが重要になってきています。

感染者とその家族が不当な差別を受けることなく、また、世間から好奇または偏見の目で見られることのないよう、人権が尊重され、安心して社会生活に参加できる環境を整備するためには、エイズを含むHIV感染症やハンセン病、難病等について、疾患の正しい知識や理解の普及・啓発を行うとともに、相談窓口の周知を図る必要があります（図表19）。

また、令和2年(2020年)に新型コロナウイルス感染症が世界中で大流行し、日本国内においても多くの感染者が報告されています。

新型コロナウイルスの感染拡大等の不測の事態においても、感染者やその家族及び医療関係者等に対する差別や偏見、いじめ等を防ぐことができるよう、正しい情報の普及を図るとともに、感染者や家族への支援体制の整備に努める必要があります。

図表19 HIV（エイズウイルス）感染者やかつてハンセン病を患った人、難病などの患者に関する事柄で、問題だと思うこと



【基本方針】

HIV感染症やハンセン病、難病等については、発生の予防と患者や家族の人権尊重を基本とし、一人ひとりが安心して社会生活に参加できる環境整備のほか、適切な治療が受けられるように支援します。

このような観点から、HIV感染症やハンセン病、難病等に対する偏見や差別をなくす正しい知識の普及・啓発を図るとともに、関係機関と密接な連携を図り、適正な治療の確保と家族への人権相談などの支援体制の整備に努めます。

また、新型コロナウイルスの流行に対しては、感染者やその家族及び医療関係者等に対する差別等を防ぐため、正しい情報の発信や相談支援体制の整備に努めます。

【施策の基本的な方向性】

- ① ＨＩＶ感染症やハンセン病、難病等に対する誤った知識による偏見や差別をなくすために、正しい知識の普及や理解を深めるための啓発活動を推進します。
- ② 学校教育や生涯学習を通じて、感染症の正しい知識を身につけることにより、感染予防を促すとともに、エイズ患者やＨＩＶ感染者に対する偏見や差別をなくすよう、人権教育・学習を推進します。
- ③ ＨＩＶ感染症やハンセン病、難病等の病気を抱えている方が、地域社会の中で安心して生活、治療、療養ができるよう、保健所等の関係機関と連携し、相談・支援体制の整備に努めます。
- ④ 新型インフルエンザや新型コロナウイルスの流行などの不測の事態の際には、感染症に関する正しい情報をさまざまな媒体で発信し、感染者やその家族及び医療関係者等に対する差別をなくすよう啓発します。また、感染症によって中傷や差別を受けた方に対する相談支援に努めます。

8 犯罪被害者とその家族の人権

【現状と課題】

犯罪被害者の人権にかかる問題については、犯罪の被害者やその家族が、犯罪による直接的な被害のほか、捜査や裁判の過程において、マスコミ等による取材、報道において二次的な被害を受けるという実態もあります。

犯罪被害者とその家族が抱える問題の中でも、精神的被害は深刻です。被害体験の後には、そのショックにより今までの人生とは一転し、トラウマ（心的外傷）やＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）などの精神的・身体的症状が残ることもあります。また、「被害者が周囲の人から無責任な噂話などの二次被害を受けている」（47.1％）も問題と感じている市民がいます（図表20）。

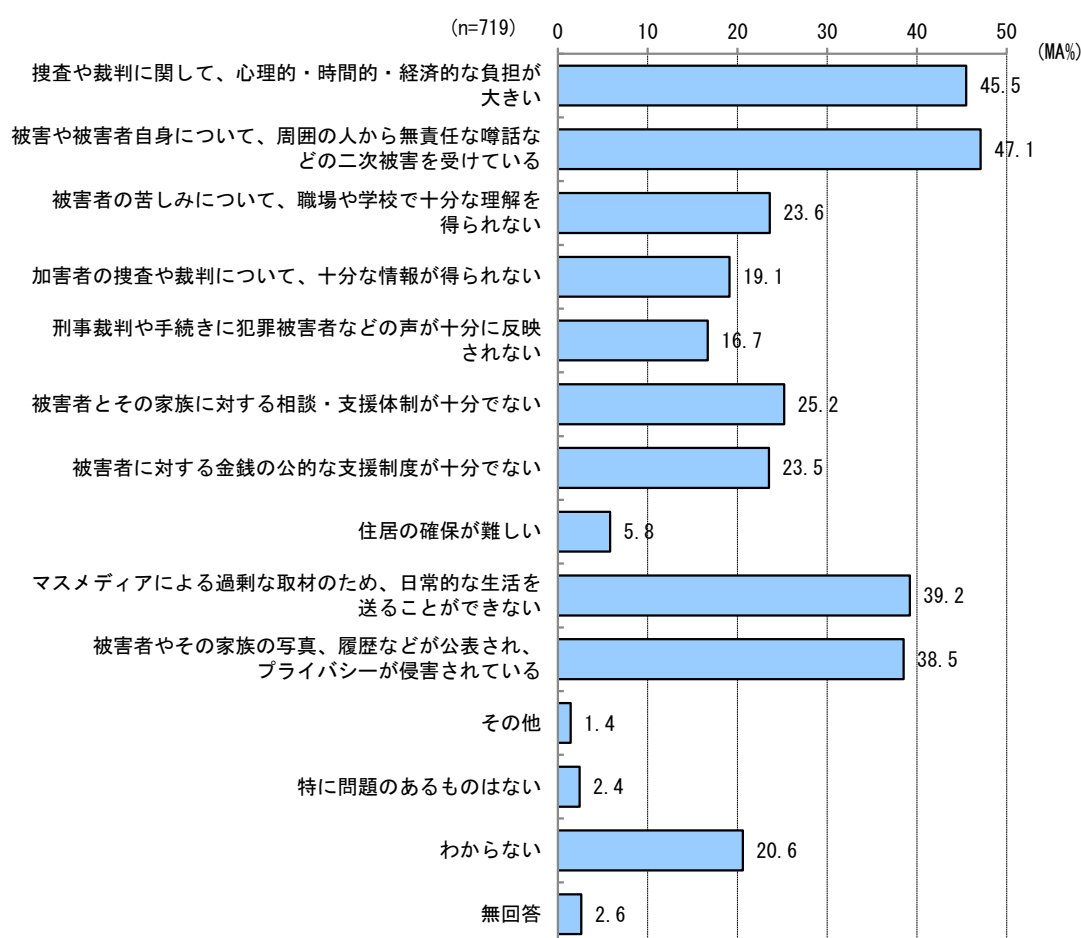
平成12年(2000年)に施行された「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」（犯罪被害者保護法）により、被害者の権利保障が認められ、被害者やその家族が裁判に主体的にかかわる道が開かれました。

また、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、平成17年(2005年)に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。さらに、令和3年(2021年)3月に「第4次犯罪被害者等基本計画」が策定され、犯罪被害者の「損害回復・経済的支援等への取組」をはじめ、「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」や「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」などを重点課題と位置づけ、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援を行うこととしています。

県では、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利擁護が図られる社会の実現に寄与することを目的として、平成31年(2019年)4月に「和歌山県犯罪被害者等支援条例」を施行しました。

このような状況を踏まえ、本市では令和6年(2024年)3月に「紀の川市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等への支援を充実させる取り組みを進めています。

図表20 犯罪被害者とその家族に関する事柄で、問題だと思うこと



【基本方針】

犯罪被害者とその家族の人権擁護に資する啓発活動を推進するとともに、それらを支援するNPO等民間団体の活動支援に努めます。

【施策の基本的な方向性】

- ① 犯罪被害者とその家族が受けている直接的・間接的被害に対する現状や支援の必要性について市民の認識を深める啓発に努めます。
- ② 犯罪被害者とその家族に関わる市職員などの研修を行い、高い人権意識による適切な対応を促します。
- ③ マスコミの過剰な取材・報道による犯罪被害者とその家族への二次被害を防止するため、マスコミに対し、取材・報道について自主規制を行うよう理解を求めます。
- ④ 犯罪被害者とその家族の相談窓口の充実を図るとともに、県と連携し適切な対応に努めます。また、犯罪により深刻な精神的被害を受けたことに対し、医師や臨床心理士等によるカウンセリングが適切に受けられるような支援体制を整えます。
- ⑤ 故意の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病、障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、公的救済や加害者側からの損害賠償が得られない犯罪被害者とその家族に対して「紀の川市犯罪被害者支援条例」に基づき、犯罪被害者等相談窓口の設置、犯罪被害給付制度の周知を行います。

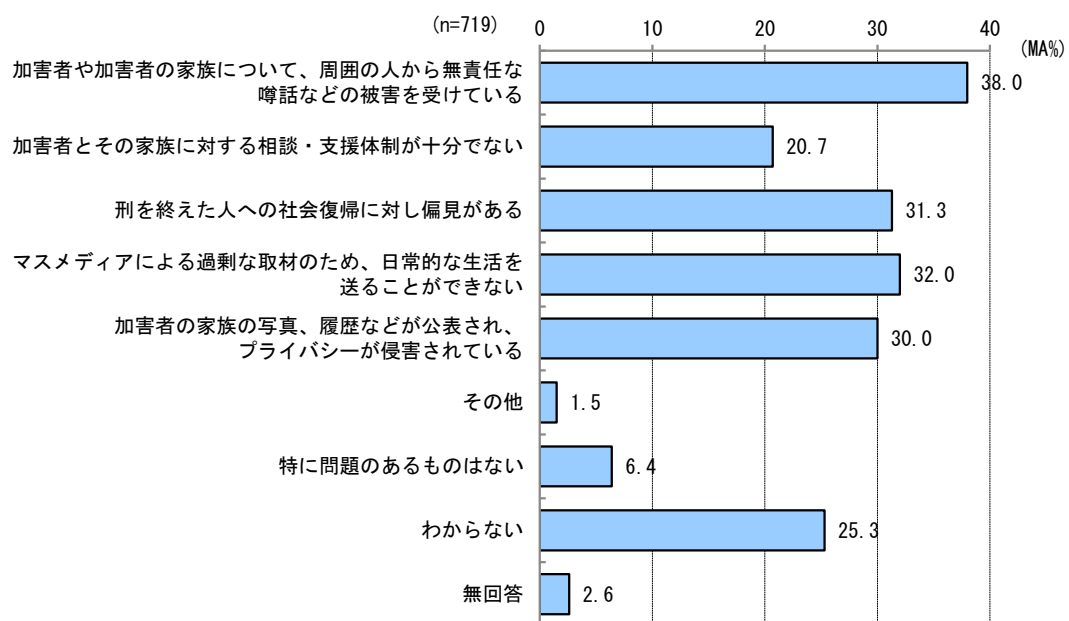
9 犯罪加害者とその家族の人権

【現状と課題】

わが国では、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。そのような状況を踏まえ、平成28年(2016年)12月には、「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、それに基づき平成29年(2017年)には再犯防止推進計画が閣議決定されました。犯罪者等の円滑な社会復帰を促進するなど再犯の防止等の犯罪対策が進められています。

しかし、刑を終えて出所した人に対して、社会の中に根強い偏見があり、住宅の確保や就職など基本的な生活基盤を築くことさえ難しく、社会復帰を目指す人たちにとって極めて厳しい状況にあります。また、刑を終えて出所した人の家族に対しても周囲の人から無責任な噂話などの被害を受けて、差別や偏見を受けることがあること(38.0%)が問題と市民は感じています(図表21)。

図表21 犯罪加害者とその家族に関する事柄で、問題だと思うこと



【基本方針】

刑を終えて出所した人が、真摯に更生し、地域社会の一員として生活を営むために、更生保護活動を行う団体等に対する支援に努めるとともに、刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別意識を解消するための啓発活動を推進します。

【施策の基本的な方向性】

- ① 保護司会等と連携し、「社会を明るくする運動」における啓発活動(街頭啓発、合同研修会等)に取り組み、更生保護・再犯防止に対する地域の理解醸成に努めます。
- ② 保護司会や更生保護女性会、協力雇用主の役割や活動などについて理解が深まるよう、

市民への周知・啓発に努めます。

③ 関係機関等と連携し、犯罪をした人等の就労への支援、居住などの確保に努めます。

④ 各分野での相談支援機能の強化や分野横断型の相談支援体制の構築・強化などを通じて、犯罪をした人等への保健医療や福祉サービスの確保に努めます。

10 情報化社会における人権

【現状と課題】

近年、著しい情報通信技術の発展により、行政や企業等において個人情報的大量に収集・蓄積され、ネットワークを通じて瞬時に伝達されます。情報収集が市民に高い利便性をもたらす一方で、個人情報が本人の知らない間に流出、悪用される事件が起こっています。

スマートフォンなどのモバイル電子機器の普及とインターネットなどの情報通信技術の発達に伴い、インターネット上での個人情報の流出やプライバシーの侵害など新たな人権問題が生まれ、個人のモラルの向上を図る必要性や法的規制の強化などが課題となっています。

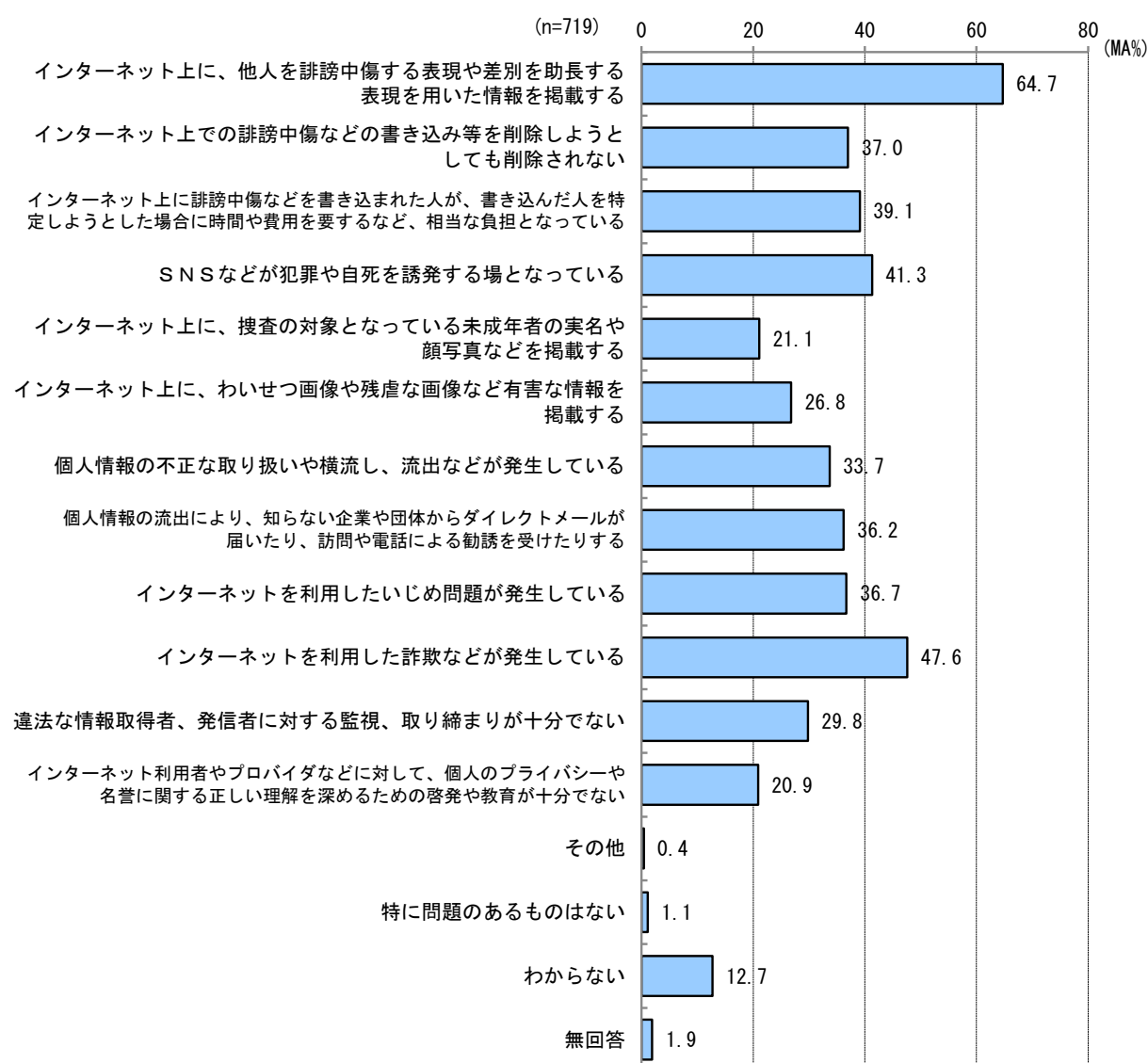
また、SNSやホームページ、ブログなどにおける個人や集団等への誹謗中傷や、差別を助長する表現の掲載などの人権侵害も深刻な課題となっています。インターネット利用者の低年齢化に伴い、SNS等に起因する青少年の犯罪被害等の増加もみられます。

国においては、平成15年(2003年)に「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」を施行し、行政や企業に対し、個人情報の適正な取扱いが義務づけられ、令和5年(2023年)から全国統一的な基準が施行されました。

インターネットによる人権侵害をめぐっては、平成14年(2002年)5月に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」が施行され、特定個人の権利が侵害されたことが明白な場合等に限り、発信者情報の開示を請求できるようになりましたが、人権侵害はあとを絶たず、令和6年(2024年)5月にはこの法律の一部を改正し、対応の迅速化、運用状況(削除基準)の透明化を事業者に義務付ける「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(情報流通プラットフォーム対処法)」が成立、施行されて人権侵害の減少が期待されています。

市民意識調査の結果をみると、関心をもっている人権課題で「情報化社会における人権」は22項目中4番目となっており、多くの市民が関心を寄せています(図表1参照)。また、インターネットを利用した人権侵害やプライバシーにかかる人権侵害に関する事柄で、問題だと思うことは、「インターネット上に、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現を用いた情報を掲載する」(64.7%)が最も多く、匿名性を利用した他者に対する悪意のある攻撃、偏見や差別を招く情報拡散に懸念を示す市民は少なくありません。また、これに続いて、「インターネットを利用した詐欺などが発生している」(47.6%)、「SNSなどが犯罪や自死を誘発する場となっている」(41.3%)も上位となっており(図表22)、インターネットやSNSが犯罪の温床になっていることについても問題に感じている市民が多くなっています。

図表22 インターネットを利用した人権侵害やプライバシーにかかる人権侵害に関する事柄で、問題だと思うこと



【基本方針】

インターネット等の利用者が適正な情報の収集・発信・活用における責任や情報モラルをもつことができるよう、人権教育やモラル意識向上の啓発に努めます。

【施策の基本的な方向性】

- ① 「個人情報保護法施行条例」に基づき、個人情報、公文書管理の適正な取扱いに努めます。
- ② 住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害の抑止及び防止を図ることを目的に登録型本人通知制度のより一層の普及に努めます。
- ③ 学校におけるメディアリテラシー向上や情報を扱う際のモラルなどの情報教育の啓発を図ります。
- ④ 「広報紀の川」やホームページにおいて、個人名や顔写真を掲載するには、本人に承諾

を得るようプライバシーの保護に十分配慮し、人権尊重の視点に立った表現を心がけます。

- ⑤ 情報による人権侵害の防止のために令和元年(2019年)からインターネットモニタリング専門員を配置し、他の機関と連携してインターネット上の不正書き込み等の監視を強化するとともに、情報に関する被害発生時には早急に対応する体制づくりなどの取り組みを進めます。

11 働く人の人権

【現状と課題】

社会経済情勢の変化を背景に、派遣労働者等の非正規労働者が増加し、働く人々が安心して生活する権利や働く権利の侵害が社会問題化しています。また、長時間労働をはじめ、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなど、職場におけるハラスメント（いじめ・嫌がらせ）が増加しています。

国では、労働者の職務に応じた待遇の確保等のため、平成27年(2015年)9月に「労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律（同一労働・同一賃金法）」が参議院において可決されました。長時間労働の是正については、平成30年(2018年)に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が施行されました。

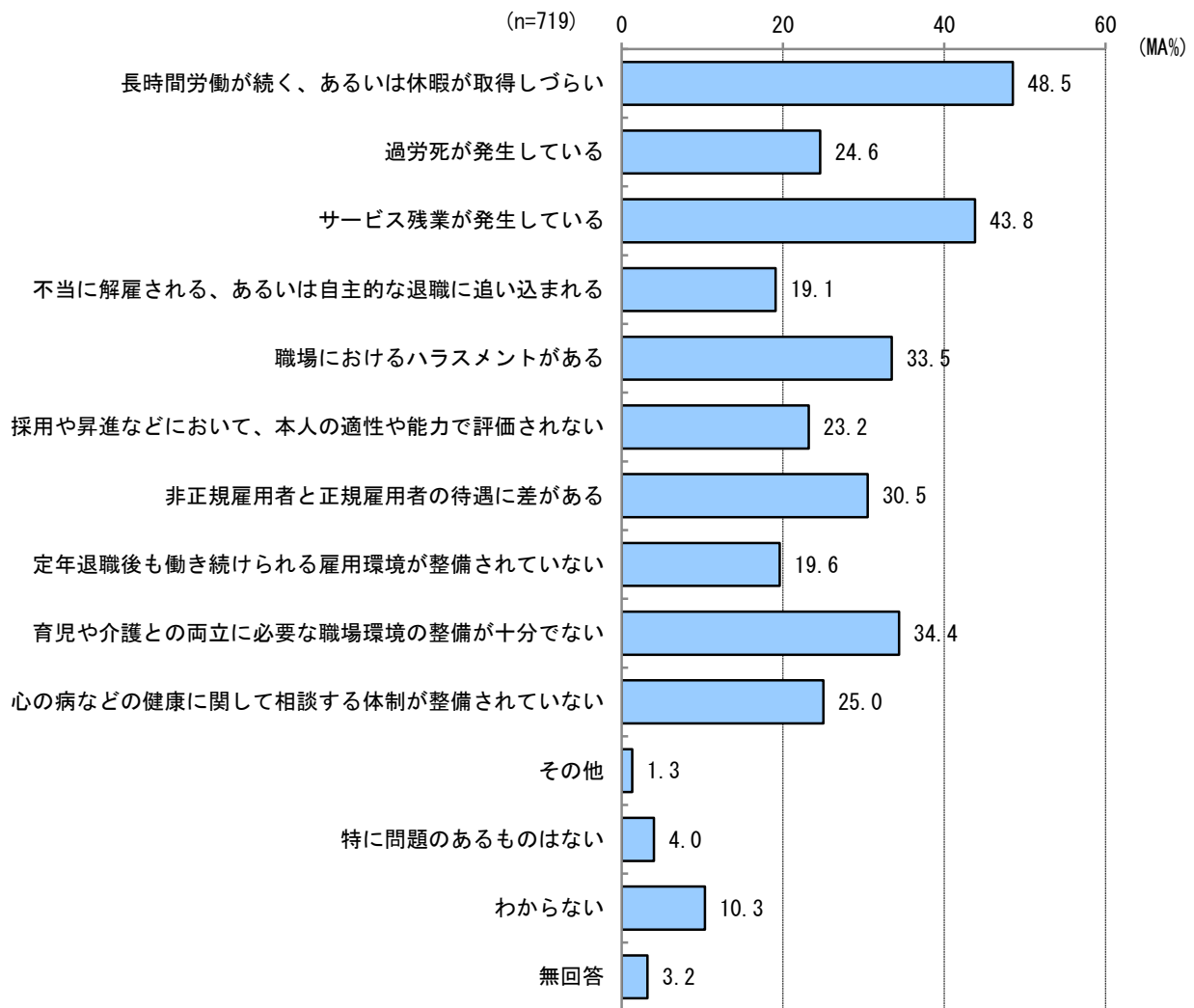
また、妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう、平成29年(2017年)には「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」が改正施行されました。令和元年(2019年)には「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」等が改正され、ハラスメントへの対策が強化されました。

市民意識調査の結果では、関心をもっている人権課題で「働く人の人権」が22項目中2番目に多く、特に20歳代から60歳代までの勤労世代の割合が4割を超え関心度が高くなっています（図表1参照）。また、働く人に関する事柄で、問題だと思ふことは、「長時間労働が続く、あるいは休暇が取得しづらい」（48.5%）や「サービス残業が発生している」（43.8%）などの働き方に関する問題が上位となっているとともに、「育児や介護との両立に必要な職場環境の整備が十分でない」（34.4%）や「職場におけるハラスメントがある」（33.5%）といった職場の環境面で問題を感じている市民も少なくありません（図表23）。

本市においても、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、長時間労働の問題、年次有給休暇の取得促進、仕事と育児・介護等の両立の支援等、働く人の職場環境の改善を図っていきけるような取り組みが必要となっています。

また、職場のパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなどの防止について企業（事業者）の意識向上や相談窓口の充実、啓発活動が求められています。

図表23 働く人に関する事柄で、問題だと思うこと



【基本方針】

男女がともに仕事と家庭の両立ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。

職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなどの予防・解決に向けた環境整備の取り組みを推進します。

【施策の基本的な方向性】

- ① 男女ともに育児・介護休暇（休業）制度を活用しやすい職場環境の整備を促します。
- ② 仕事と子育ての両立支援と男女が働きやすい職場環境づくりの推進に向け、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業（事業所）への支援や子育て世代の女性への就職支援に取り組みます。
- ③ パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなどに関する研修等の啓発を実施し、人権侵害の防止と人権意識の高揚を目指します。

12 性的少数者の人権

【現状と課題】

性は、身体の見ただけで決められるものではなく、複雑で多様なものです。自分の性別に対する違和感がなく、性的指向（性愛の対象）が異性に向かう人だけでなく、同性に向かうレズビアン（L）やゲイ（G）をはじめ、男女両方に向かうバイセクシュアル（B）、生物学的な性（身体性の性）と性に関する自己認識（心の性）が一致せず、「身体性の性」と異なる性別を生きようとするトランスジェンダー（T）やその不一致に悩む「性別違和」「性別不合」の人など、様々な性を生きる人たちがいます。近年では、このような性的少数者であることを公表する人がでてきたりするなど、少しずつ性のあり方の多様性が社会的に認知されるようになってきましたが、今なお、性的少数者は偏見や差別の対象となり、日常生活の様々な場面において制約や不利益を受けています。

市民意識調査の結果でも、「性的指向・性自認について公表できる、または公表したいと思える社会になっていない」（32.4％）ことを問題だと思う市民があります（図表24）。

性別適合手術を受けた人については、戸籍上の性別と外観が一致せず、本人確認等で問題が生じているため、平成16年（2004年）に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、家庭裁判所の審判によって性別の変更が認められるようになりました。平成20年（2008年）には同法が改正施行され性別の変更要件が緩和されました。

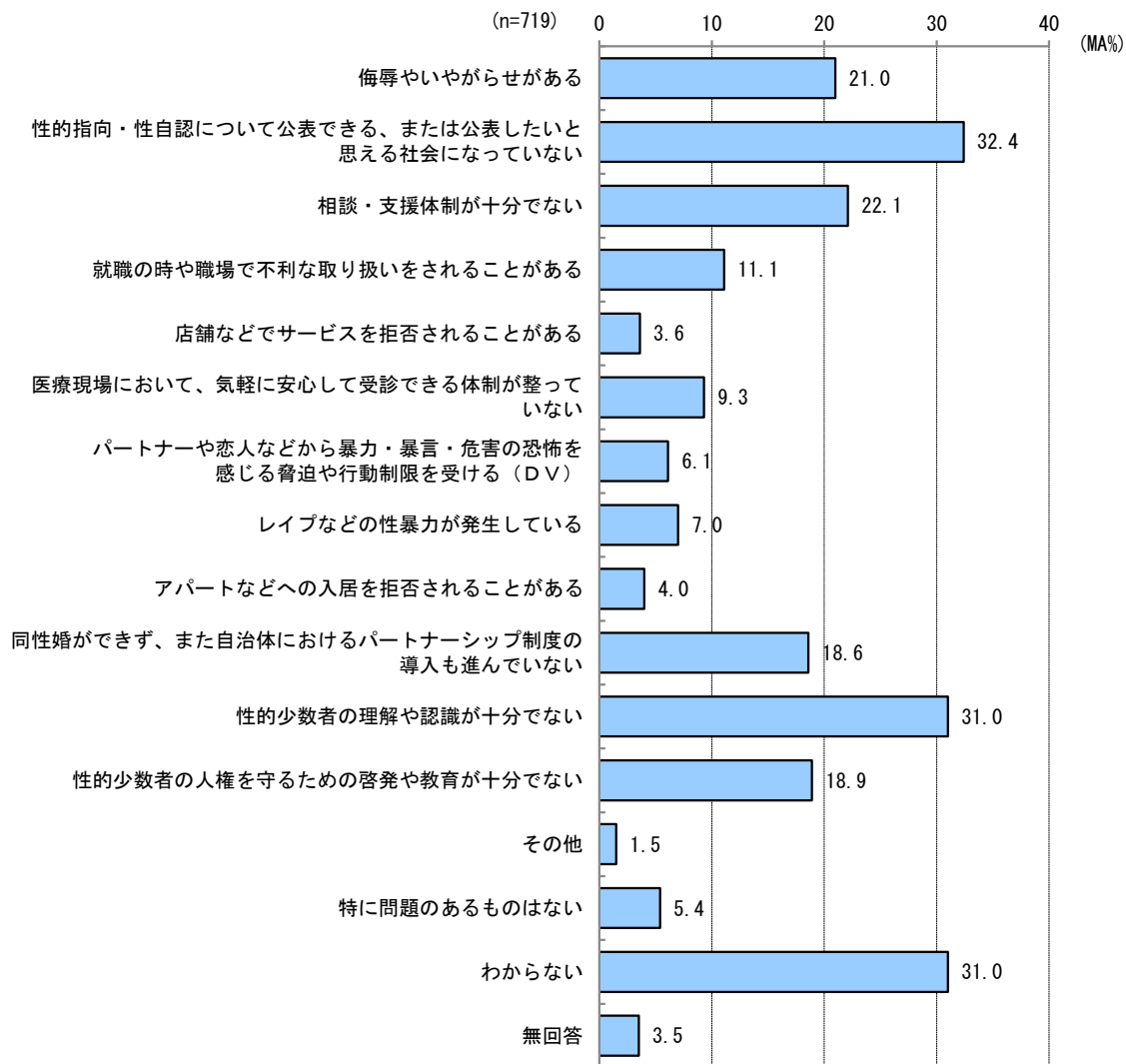
国は学校に、性別違和（性別不合）の状態にある児童・生徒への配慮等を求めるよう通知し、一部の自治体では、同性間のパートナーシップ宣誓を認める制度が制定されるなど、人権に配慮した施策が実施されています。

性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとったSOGIは、全ての人が持っている属性であり、SOGIが人と異なるのではないかとという憶測や推測によってハラスメントが起きることもあります。性の問題を特定の人々のみ配慮が必要な課題としてとらえるのではなく、全ての人がどんな性的指向や性自認であっても社会的偏見や差別をされることのない社会を目指す必要があります。

令和5年（2023年）6月には、性的少数者（LGBTQ+）に対する理解を広めるため、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。この法律では、全ての国民が、その性的指向や性自認に関係なく、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことや、性的指向と性自認の多様性に関して理解を深めるための施策を推進することとしています。

本市においても、多様な性や関係性のあり方を受け入れる社会に対応して、令和7年（2025年）パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を施行し、県や関係機関と連携しながらどのようなSOGIであっても平等に人権が尊重され、偏見や差別を受けないよう、正しい知識を深める啓発活動や相談に努めます。

図表24 性的少数者に関する事柄で、問題だと思うこと



【基本方針】

多様な性のあり方について正しい知識や理解を深め、誰もが自分らしく生きていくことができる社会の実現を目指して取り組みます。

【施策の基本的な方向性】

- ① こどもたちが多様な性のあり方について正しい知識を持ち、理解を深め合うことができるよう、リーフレット等を使い各校で教職員に向けた研修を行います。また、自分の性のあり方について悩むこどもたちが生きづらさを感じないよう、性のあり方は人それぞれで多様であり、全ての人に自分らしさがあることを伝えられる教育を目指します。
- ② 市内企業（事業所）に対しては、性的少数者（L G B T Q +）に関するテーマも含め、人権全般に関するリーフレット等を配布し、啓発を行います。
- ③ 性別違和（性別不合）など、性について悩みをもつ人に対する相談支援の充実を図り、関係機関・団体の紹介や情報の提供を行います。

13 社会情勢の変化等により顕在化しているさまざまな人権……

次にあげるさまざまな人権問題は、社会、経済構造等の外的要因をはじめ、人々の価値観や人権をめぐる意識の変化などに伴い、今後、さらに多様化、複雑化する傾向にあるため、その解決に向け、関係機関と連携して取り組んでいく必要があります。

(1) 環境問題

社会の急激な変化に伴い新たな人権課題として環境権に関する問題が起こってきています。環境権とは「健康で快適な環境の回復・保全を享受しうる権利」と定義されています。

産業社会の発展とともに、大気汚染や水質汚濁などさまざまな公害や開発による自然破壊を引き起こし、温室効果ガスの排出などの人間活動が気候に与えた影響が地球温暖化の原因として可能性が高いと指摘されています。

平成27年(2015年)に国連総会では、持続可能な世界を実現するための17の目標を設定したSDGsが採択され、令和4年(2022年)には、「クリーンで健康、かつ持続可能な環境へアクセスできることは、すべての人にとっての基本的な人権である」という宣言が初めて採択されました。

地球温暖化に伴う環境変化は、自然災害や人災、環境汚染など、人々の生活に多くの影響を与えます。環境政策の指針である「紀の川市環境基本計画」に基づき、持続可能な社会を目指して取り組みます。

また、環境問題がさまざまな人権問題に結びつく可能性もあることから、適切な情報提供を行い、人権侵害を防ぐことができるよう啓発に努めます。

■SDGsとは…

「Sustainable Development Goals」の略語。

平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12(2030)年を期限とする国際目標です。SDGsは、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されています。



(2) 自死遺族の人の人権

平成18年(2006年)に「自殺対策基本法」が施行され、その中には自殺対策を総合的に推進することとあわせて、自殺者の親族等に対する支援の充実を図るよう明記されています。

基本法の施行以降、わが国の自殺対策は着実に成果をあげてきましたが、自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、自殺死亡率については主要先進7か国の中で最も高くなっています。

施行から10年目の平成28年(2016年)には自殺対策を更に強化するため自殺対策基本法が改正されました。また、令和4年(2022年)10月には「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が改定され、こども・若者の自殺対策の更なる推進・強化、女性に対する支援の強化、地域自殺対策の取組強化、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進等が追加され、総合的な自殺対策の更なる推進・強化が掲げられました。

愛する家族を自殺(自死)でなくしたときの遺族など身近な人は、突然の悲観に加え、自責と悔恨の思いで苦悩します。また、社会からの誤解や偏見、不利益を受けてしまう現状があることから、家族がなくなった理由を公にしない遺族も少なくありません。

県では平成30年(2018年)に「和歌山県自殺対策計画」が策定され、国の自殺総合対策大綱の改定を踏まえ、令和5年(2023年)4月に「第2期和歌山県自殺対策計画」を策定しています。また、和歌山県自殺対策推進センターが核となり、医療、福祉、教育、産業等の関係分野の各団体と相互に連携し、総合的な相談支援体制の確立及び啓発、さらには自死遺族のケアなど総合的な対策を進めています。

本市においては、令和2年(2020年)3月に第1期計画となる「紀の川市いのち支える自殺対策計画」を策定しています。その後、令和7年(2025年)3月には、第1期計画を改定した「第2期紀の川市いのち支える自殺対策計画」を策定し、県と連携しながら全庁的に自殺対策を推進していきます。

(3) 避難所等、自然災害における人権侵害

近年、わが国では地震をはじめ、台風や大雨などがもたらす災害が各地で多発しています。

過去には、東日本大震災の際の福島第一原子力発電所事故による放射能汚染等の風評被害や、避難所の運営等で女性や高齢者、障害のある人などに人権への配慮に欠けた事例の発生など、災害時におけるさまざまな人権問題が発生しています。

高齢者や障害のある人、病気を抱える人やけがをしている人、心理的な影響を受けやすいこども、日本語がわからない外国人など、特に支援や配慮を必要とする人たちの困難さは一層大きくなりがちです。また、避難所運営は男性中心の場合が多く、女性の視点に欠けていることから、避難所という集団生活において女性のプライバシーや安全を確保できない状況にも陥る可能性があります。

内閣府がとりまとめた「避難所運営ガイドライン」では、被災者の権利と支援活動の最低基準を定めた国際基準である「スフィア基準」を参考に正しい支援のあり方を検討するよう明記されています。

近い将来には南海トラフ地震の発生が懸念されており、発生時には甚大な被害を受けるこ

とが予測されるため、災害時に人権が十分に守られる取り組みを推進していく必要があります。

本市の防災計画等に、災害時の女性や高齢者、障害のある人など災害時要援護者に配慮した避難所設置・配置・運営等を明記し、災害時においても人権尊重の視点に立った取り組みが行われるように、防災訓練等の実施の機会を通して市民への周知に努めます。

(4) 生活困窮者や社会から疎外された人々の人権

雇用形態の変化に伴い全就業者に占める非正規雇用の労働者の割合は上昇し、また最近では新型コロナウイルス感染症の拡大が原因による経営の悪化により失業者が増えるなど、雇用や経済基盤の不安定な層が増加し、ホームレスとなっている人も増えています。また、少子高齢化や家族構造の変化により単身世帯やひとり親家庭が増加し、さらに15～34歳の若年で、仕事に就かず家事も通学もしていない若年無業者（ニート）やひきこもりも社会問題化しており、生活困窮にあえぐ世帯は少なくありません。特に、長期の無業者やひきこもり、ひとり親世帯などは、社会から孤立したり、疎外されたりする可能性が高いと指摘されています。

生活困窮者の多くは、様々な問題を抱えその問題が複雑に絡みあっているうえに、失業や人間関係の希薄化によって地域で孤立していることが大きな問題となっています。そのため、生活困窮者が経済的に自立するだけでなく、社会参加できる機会を確保する取り組みを進めます。

(5) 北朝鮮当局による拉致問題

平成14年(2002年)に日朝首脳会議において、北朝鮮は、日本人の拉致を認め、5人の拉致被害者の帰国が実現しました。しかし、いまだ帰国を果たせない拉致被害者がいるほか、拉致の可能性を払拭できない特定失踪者の問題も継続しており、記憶を風化させないような働きかけが重要です。

国では、平成18年(2006年)6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を施行し、国及び行政が連携して「拉致問題による人権侵害問題に関する啓発を図るよう努めること」としています。

北朝鮮による日本人の拉致問題は、重大な人権侵害であり、その解決をはじめとする北朝鮮による人権侵害への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、拉致問題について関心と認識を深めていくことが大切です。また、拉致問題は、北朝鮮当局による重大な人権侵害ですが、拉致に関与しない在日韓国・朝鮮人の人々や朝鮮半島の人々には何ら責任はありません。勝手な思い込みや偏見によるいじめ、ヘイトスピーチにつながらないように注意が必要であり、拉致問題について正しく理解を深める取り組みを図ります。

(6) その他の人権問題

その他にも、医療現場における患者の人権、独自の文化や伝統を有するアイヌの人の人権、近年、DV等の被害者となるケースが増えつつある男性の人権、中国からの帰国者に対する人権、開発途上国の貧困な生産者・労働力に関する人権問題、ひとり親世帯・婚外子（非嫡

出子)やその母親・児童福祉施設等出身者に対する偏見や差別、紛争や戦争がもたらす人権侵害などさまざまな人権問題があります。

このような、さまざまな人権問題に対して、あらゆる機会を通して人権意識の高揚を図り、偏見や差別をなくしていくための施策の推進に努めます。また、今後、新たに生じる人権問題についても、それぞれの状況に応じ、適切な対応と取り組みを行います。

(7) 平和と人権

「平和のないところに人権は存在し得ない」「人権のないところに平和は存在し得ない」と言われるように、人権の尊重が平和の基礎です。

国連は、第二次世界大戦で繰り広げられた数々の残忍な行為によって、多くの人の尊い生命や財産が奪われ、人権が侵害される行為が行われた悲しい過去を反省し、二度と同じ過ちを繰り返さないために、昭和23年(1948年)12月、国連第3回総会で「世界人権宣言」を採択しました。しかしその後も、人種や宗教の違いによる民族間の対立、偏見や差別などが原因で世界の至るところで地域紛争が起こり、多くの犠牲者が出ています。

世界には、人類を何度も絶滅させる核兵器が存在しており、21世紀を核兵器のない世紀とするためには、世界の市民、NGO(非政府組織)との連携により、核兵器廃絶の国際世論をさらに喚起しなければなりません。特に、世界で唯一の被爆国であるわが国では、被爆体験の風化が叫ばれており、次代を担う世代に核兵器の恐ろしさと戦争の悲惨さを伝え、平和の大切さと命の尊さを、いかに教えていくかが重要な課題となっています。

21世紀は、平和で人権が尊重される世紀を目指そうという願いを込めて、「人権の世紀」と言われています。それと同時に、地域紛争、飢餓、貧困、人権抑圧、環境破壊など平和を脅かす諸問題を、市民一人ひとりが我が事として考えることが求められます。

1 推進体制

(1) 庁内推進体制

人権教育・啓発を推進するためには、各部署が責任をもって、主体的に取り組んでいくことが求められます。一方、各部署の個別対応では、課題の解決が図れない事態も多く発生することから、関連各部署が連携して取り組んでいく必要があります。

「紀の川市人権問題処理委員会」においても、人権侵害における速やかな解決に向けた体制の充実を図ります。

また、本市の人権教育・啓発を進めていく上で、中長期的な目標を設定し、進捗状況を把握し、各部署の総合調整を図りながら推進するため、「紀の川市庁内人権推進検討委員会」において、総合的な調整や連携した取り組みの推進を図るとともに、人権施策推進課を通じて、施策の進行管理を行います。さらに、庁内において、分野別に担当する部署を定め、計画の進捗管理を行います。

(2) 人権施策推進課の役割

人権施策推進課は、人権啓発の施策に関する総合調整機関の機能を担うとともに、人権に関する取り組みの推進役としての役割を果たしていきます。

また、本計画の進捗状況を把握し、「紀の川市人権施策推進懇話会」に報告を行い、PDCAサイクルにより計画を適切に推進します。

※PDCAサイクルとは、計画（Plan）を実行（Do）し、定期的に分析・評価（Check）を行い、改善（Action）を検討し、計画の見直しを行っていくことです。

2 社会全体での取り組み体制

人権侵害のない社会づくりを目指し、あらゆる世代に対して、あらゆる機会を通して人権教育・啓発の取り組みを進めます。

(1) 人権施策を推進する地域ネットワークの強化

人権問題は、地域社会全体で解決に向け取り組む課題です。行政だけの施策で解決することは困難であり、地域社会と行政が協働して取り組むことが解決への近道であるといえます。

和歌山県人権啓発活動ネットワーク協議会にも参画し、法務局や県、他市町村、関係機関と協力し、情報の共有等、人権施策を効果的に推進して人権意識の高揚を図っています。

本市では、人権行政を市民の視点で進めていくよう、市民代表や学識経験者などで構成された「紀の川市人権委員会」を組織しています。

また、「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、「紀の川市人権施策推進懇話会」を設置し、人権に関し見識を有する学識経験者及び各種団体の代表などにより、人権に関す

る施策や計画の推進、施策の評価などに対して審議や提言を行い、市民の意向を反映し、現実に応じた施策を展開しています。

紀の川市人権委員会の他に、人権擁護委員会、民生委員・児童委員連絡協議会、保護司会などさまざまな市民団体や地域組織があり、人権教育・啓発に取り組んでいます。

また、NPOやボランティア団体の活動が福祉をはじめ、さまざまな分野に及び、今後、人権問題への取り組みにも拡大していくことが考えられます。

これからも人権問題を担うさまざまな主体が、お互いの自主性を尊重しながら、連携し、有機的な結びつきを深めながらネットワークを強化します。

(2) 人権擁護のためのセーフティネットの推進

本市では、人権教育・啓発を通じて、人権意識を高め広げながら、偏見や差別の解消により、「すべての人々が生まれながらにして持っている」権利が守られる地域社会の形成に取り組んでいます。しかし、人権侵害は今なお存在していることから、現実社会への対応として、人権侵害を受けた人に対する相談、加害者に対する人権侵害の防止、あるいは被害者を援助する人権救済の擁護的な措置が求められています。

人権侵害を救済する最終的な解決手段として、裁判制度があります。しかし、差別や虐待を受ける被害者等の弱い立場にある人が、この制度を利用するには困難な場合が多く、手続きに時間や費用を要することから、庁内の相談窓口から関連各部署まで一体となった迅速な連絡・対応体制と、さらに、国・県など関係機関との連携体制の強化・充実を図ることで、実際の人権侵害の事象に対して速やかに権利を回復する人権擁護のためのセーフティネットを推進します。

3 人権行政の推進管理方針

(1) 情報収集と提供

各種相談窓口やホームページ等への人権に関するお問い合わせなど、庁内各課と連携し人権に関する問題の情報の収集に努めます。その他、人権に関する市民意識調査を必要に応じて行い、人権教育・啓発の施策に反映していきます。

また、県とも連携し、人権に関する情報の収集と提供を行います。

(2) 具体的な計画の策定

各施策の目標を達成するために具体的な実施を示した計画の策定は、この基本方針の考え方に基づいて検討します。

(3) 基本方針の見直しについて

この基本方針は、社会情勢や価値観の変化などによる新たな課題に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行います。

